

国 有 財 産 の 概 要

第 1 国有財産の制度

1. 国有財産とは

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の無体財産権、地上権、鉱業権等の用益物権など多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいう国有財産とは、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 2 条及び第 43 条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第 1 表に示すものをいう。

第 1 表 国有財産の範囲

(1) 国有財産法第 2 条に規定する国有財産

国 有 財 産	物	不動産	(1) 土地 (2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
		動産	(1) 船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機 (2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）
	財	用益物権	(1) 地上権 (2) 地役権 (3) 鉱業権 (4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）
		無体財産権	(1) 特許権 (2) 著作権 (3) 商標権 (4) 実用新案権 (5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）
	産	有価証券等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）	(1) 株券（端株券を含む。） (2) 社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含む。） (3) 新株引受権証券 (4) 地方債証券 (5) 投資信託又は貸付信託の受益証券 (6) 外国又は外国法人の発行する証券で以上のものに準ずるもの (7) 出資による権利
産	権	不動産の信託の受益権	

(2) 国有財産法第 43 条に規定する国有財産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国有財産の分類及び種類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、さらに用途によって四つの種類に分けられている（国有財産法第 3 条）。

(1) 行政財産

イ. 公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国立学校、国立病院、国家公務員宿舎）

ロ. 公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

ハ. 皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

ニ. 企業用財産

国において国の企業（造幣局の行う事業、印刷局の行う事業、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業）又はこれらの企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産

（注）国の企業のうちアルコール専売事業は、アルコール専売法の廃止に伴い廃止（平成 13 年 4 月 1 日）。

(2) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々、の社会的要請に即応して効率的かつ適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、財産税法又は相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの、又は行政財産が不用となって本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をすることをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とは異っている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、これを直接処分したり、また、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合等）のほか、これに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。これに対し普通財産は、原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これに私権を設定することも可能である。

行政財産が不用となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取壊しの目的で用途廃止するものなど引継不適当の財産や造幣局特別会計など29の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分することができることとなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の管理処分の適正を期するため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ. 国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要な措置を求めること、（国有財産法第10条）ロ. 所管換の協議を受けること、（国有財産法第12条）ハ. 取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

このうち、実地監査事務は、財務大臣が行う国有財産の総括事務の中でも能動的な事務であって、各省各庁の長の所管する国有財産の管理処分について検査し、公平な第三者の立場から検討し、適正を欠くものについては、是正あるいは改善を求めるものである。なお、最近では、国有財産の利用状況を監査の最重点事項として実施している。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また管理処分の事務は、都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

(2) 国有財産台帳

イ. 国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うため

には、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとしている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、各会計別に、かつ、分類及び種類ごとに調製し、さらに、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区分をいう。）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記載することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記載して整理を行っている。

国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に登録されるが、例外として登録しないこととなっているものがある（国有財産法第38条）。これは、(イ)公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したものの以外のもの（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、(ロ)一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、それらの所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際上国有財産台帳に登録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、逐次台帳に登録することとしている。

ロ. 国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、国の企業に属するもの等（注）を除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、5年ごとにその年の3月31日現在の現況において評価替を行い、その評価額により改定している（国有財産法施行令第23条）。

（注）・国の企業に属する財産については、それぞれの特別会計法令の定めるところにより価格改定を実施している。

・株券、社債券、出資による権利、不動産の信託の受益権等については、価格改定は不要とされている。

この特集号に計上されている価格は、次の時点において価格改定を行い、その結果を基にして調製したものである。

- (イ) 国の企業に属するもの、株券、社債券、出資による権利等及び不動産の信託の受益権以外の財産については、平成8年3月31日現在
- (ロ) 造幣局、印刷局、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計に属する財産については、平成3年4月1日現在

(ハ) 国有林野事業特別会計に属する財産については、
昭和51年4月1日現在

(3) 国有財産増減及び現在額報告書、同総計算書

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、国有財産台帳に記載された毎会計年度間における増減及び当該年度末における現在額を集計し、国有財産増減及び現在額報告書を調製したうえ、翌年度7月末までに財務大臣に送付し、財務大臣はこれに基づき国有財産増減及び現在額総計算書を調製することとされている（国有財産法第33条）。

財務大臣は、この総計算書を内閣に送付し、内閣はこれを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することが常例となっている（国有財産法第34条）。

- (注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、国有財産増減及び現在額総計算書等（在外公館等を含む。）に基づき作成したものである。
2. 国有財産関係統計の数字は、原則として単位未満を切り捨てて作成しているため、合計数字と符合しないことがある。
3. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。
4. 本特集号の記載は、主として平成11年度末の計数等によっているため、各省各庁の名称についても、基本的に同年度末の名称を用いている。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

平成11年度末現在における国有財産の総額は、105兆8,364億円となっており、そのうち行政財産は53兆1,288億円（50.2%）、普通財産は52兆7,075億円（49.8%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

2. 区分別現在額（統計1、2、8、20、26参照）

国有財産の総額を区分別（土地、建物、工作物等の別）にみると第2表のとおりである。

(1) 土地

土地の総額は、89,286km²、31兆8,992億円であり、この数量は、国土面積377,863km²の約23.6%に相当する。

行政財産の土地は88,150km²、22兆8,104億円であり、その主なものは、農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産85,428km²、3,244億円で、その大部分は森林及び原野である。

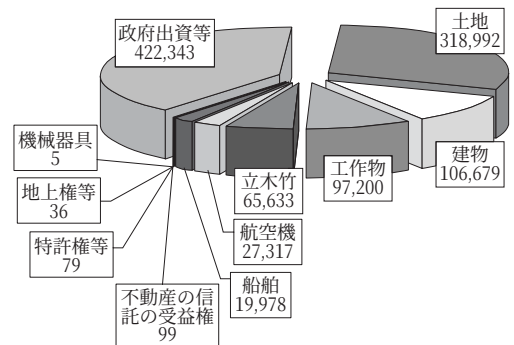
公用財産の土地は2,614km²、17兆9,612億円であり、その主なものは、総理府（主として防衛庁）の967km²、5兆9,033億円及び文部省（主として国立学校特別会計）の1,300km²、4兆5,398億円である。

第2表 国有財産区分別現在額（平成12年3月31日現在）
（単位 億円）

区 分	数量単位	数 量	価 格
土地	千平方メートル	89,286,933	318,992
立木竹			65,633
建物	延べ千平方メートル	100,213	106,679
工作物			97,200
機械器具			5
船舶	隻	4,843	19,978
航空機	機	1,937	27,317
地上権等	千平方メートル	45,510	36
特許権等	千件	1,062	79
政府出資等			422,343
不動産の信託の受益権	件	1	99
合 計			1,058,364

(注) 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。

(参考) 国有財産区分別現在額
（平成12年3月31日現在）（単位 億円）



普通財産の土地は1,136km²、9兆887億円であり、その現況は第3表のとおりである。

第3表 普通財産（土地）の現況

（単位 千m²、億円、%）

区 分	数 量	割合	価 格	割合
一 般 会 計 所 属 財 産	1,025,215	90.2	83,965	92.4
米軍へ提供中の土地	68,877	6.1	38,295	42.1
地方公共団体等への貸付地	99,222	8.7	21,739	23.9
時 価 貸 付	20,768	1.8	7,483	8.2
無 償 貸 付	74,418	6.5	13,014	14.3
減 額 貸 付	4,036	0.4	1,240	1.4
他省庁に使用させている土地	12,317	1.1	3,420	3.8
未 利 用 国 有 地 等	44,423	3.9	18,108	19.9
そ の 他 (山林原野等)	800,374	70.4	2,401	2.7
特 別 会 計 所 属 財 産	111,312	9.8	6,922	7.6
合 計	1,136,528	100.00	90,887	100.00

普通財産の土地のうち、一般会計所属のものは、1,025 km²、8兆3,965億円であるが、その内訳は、米軍基地として使用中のもの、公園等として地方公共団体へ貸付しているものがほとんどで、売却可能と考えられる土地は、「未利用国有地等の総点検（フォローアップ）」（第8国有財産の使用状況実態調査等を参照）の結果、「公用、公共用として利用する財産」のうち国利用予定を除いた地方公共団体等に処分予定の財産と「処分対象財産」を合わせた40 km²、1兆5,900億円程度である（ただし、これらのうちには地方公共団体に貸付等を行うことになる可能性がある土地も含まれているので、実際に売却対象となる土地はこれを若干下回るものと考えられる。）。

（注）この総点検の結果のほか、「行政財産等の使用状況実態調査」（第8国有財産の使用状況実態調査等を参照）において、各省庁が所管する行政財産等について、有効に利用する必要が認められた財産の処理計画を策定した結果、売却可能と考えられる土地が13 km²、1兆59億円である（平成10年度調査のフォローアップ結果分及び平成11年度調査結果分）。

(2) 立木竹

立木竹の総額は6兆5,633億円で、その大部分は、農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産6兆4,020億円（主として立木6兆3,256億円）である。

(3) 建物

建物の総額は延べ面積（以下「延べ」という。）100 km²、10兆6,679億円で、そのうち、行政財産は延べ92 km²、9兆9,216億円であり、その主なものは、庁舎、国立学校の校舎等である。

普通財産の建物は延べ8 km²、7,463億円であり、その主なものは、総理府（一般会計）の延べ3 km²、3,750億円である。

(4) 工作物

工作物の総額は9兆7,200億円で、そのうち、行政財産は9兆1,100億円であり、その主なものは、農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産1兆5,365億円、総理府（一般会計）の公用財産1兆4,654億円及び文部省（国立学校特別会計）の公用財産1兆2,090億円である。

普通財産の工作物は6,100億円であり、その主なものは、総理府（一般会計）の3,330億円である。

(5) 機械器具

機械器具の総額5億円は、すべて大蔵省（一般会計）の普通財産であり、旧陸軍省、海軍省及び軍需省から大蔵省が引継ぎを受けたものである。

(6) 船舶

船舶の総額は4,843隻、1兆9,978億円で、そのうち、行政財産は4,777隻、1兆9,878億円であり、その主なものは、総理府（主として防衛庁）の公用財産731隻、1兆7,473億円及び運輸省（主として海上保安庁）の公用財産1,140隻、1,805億円である。

普通財産の船舶は66隻、99億円である。

(7) 航空機

航空機の総額は1,937機、2兆7,317億円で、その主なものは、総理府（主として防衛庁）の公用財産1,813機、2兆6,820億円及び運輸省（主として海上保安庁）の公用財産86機、481億円である。

(8) 地上権等及び特許権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権）の総額は45 km²、36億円であり、その主なものは、郵政省（郵政事業特別会計）の地上権及び総理府（主として防衛庁）の地役権である。

また、特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権、育成者権）の総額は1,062千件、79億円であり、その主なものは、建設省、通商産業省及び運輸省の著作権並びに総理府の特許権である。

(9) 政府出資等

政府出資等（株券、社債券、地方債証券、受益証券、出資による権利等）の総額は42兆2,343億円であり、これは国有財産総額の39.9%を占めている。その大部分の42兆1,816億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利、出資証券等である。これを会計別、出資法人の種類別にみると第4表のとおりである。

第4表 政府出資現在額

（平成12年3月31日現在）（単位 億円）

政府出資法人	法人数	政 府 出 資		
		一般会計	特別会計	合 計
公 団	11	12,767	48,235	61,003
金 融 機 関	10	69,236	23,211	92,447
国 際 機 関	12	37,007	21,465	58,473
その他特殊法人	58	127,327	73,502	200,829
特 殊 会 社	5	-	9,055	9,055
清 算 法 人 等	4	6	-	6
合 計	100	246,344	175,471	421,816

- （注） 1. 公団…日本道路公団外10公団。
 2. 金融機関…中小企業金融公庫外5公庫、国際協力銀行外2銀行及び商工組合中央金庫。
 3. 国際機関…国際通貨基金外11機関。
 4. その他特殊法人…上記法人及び特殊会社、清算法人以外の特別の法律に基づき設立された法人で、中小企業総合事業団外57法人。
 5. 特殊会社…特別の法律に基づき設立された株式会社で日本電信電話株式会社外4会社。
 6. 清算法人等…日本製鐵株式会社等清算法人と南方開発金庫等いわゆる閉鎖機関。

この42兆1,816億円の会計別内訳は、一般会計からの出資24兆6,344億円及び特別会計からの出資17兆5,471億円である。

また、これを出資法人別にみると、中小企業総合事業団等その他特殊法人に対する出資20兆829億円、国際協力銀行等金融機関に対する出資9兆2,447億円、日本道路公団等公団に対する出資6兆1,003億円、国際通貨基金等国際機関に対する出資5兆8,473億円等である（法人別内訳及び法人の概要は統計13、14参照）。

(10) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は、1件、99億円であり、これは郵政省（郵政事業特別会計）の普通財産である。

3. 会計別・分類別・種類別現在額（統計3，8参照）

国有財産の総額を会計別（一般会計，特別会計の別），分類別（行政財産，普通財産の別），種類別（行政財産の中の公用財産，公共用財産，皇室用財産，企業用財産の別）にみると第5表のとおりである。

また，公用財産，公共用財産，皇室用財産，企業用財産及び普通財産について，それぞれの用途別の割合を図示すれば6頁のとおりである。

なお，行政財産及び普通財産について，区分別に表示すると第6表のとおりである。

第6表 国有財産区分別・種類別現在額

（平成12年3月31日現在）（単位 億円，％）

区 分				価 格	割 合
行 政 財 産				531,288	50.2
土 立 建 工 船 そ	地 木 竹	物 機 他	228,104	21.5	
			65,569	6.2	
			99,216	9.4	
	作 物 機	91,100	8.6		
		47,194	4.5		
		104	0.0		
普 通 財 産				527,075	49.8
土 立 建 工 機 船 政 そ	地 木 竹	物 物 物	90,887	8.6	
			64	0.0	
			7,463	0.7	
	作 物 機	6,100	0.6		
		5	0.0		
		101	0.0		
	機 械 機 具	422,343	39.9		
		111	0.0		
		111	0.0		
合 計				1,058,364	100.0

（注）その他は，地上権等，特許権等，不動産の信託の受益権である。

第5表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額（平成12年3月31日現在）

（単位 億円，％）

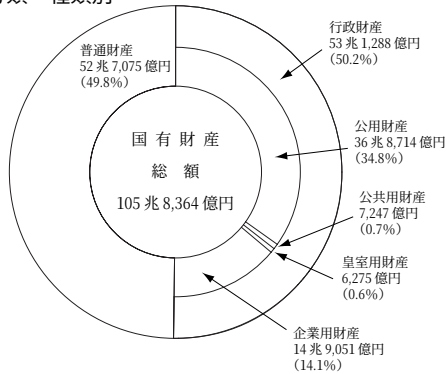
分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
	千平方メートル		延べ千平方 メートル						
(一 般 会 計)									
行 政 財 産	1,319,879	116,123	40,843	39,728	76,583	工 作 物	29,462	232,436	40.3
公 用 財 産	1,222,272	104,752	40,399	38,972	75,188	〃	28,167	218,913	38.0
公共用財産	72,947	5,595	246	483	1,168	〃	1,081	7,247	1.2
皇室用財産	24,660	5,775	196	273	226	〃	213	6,275	1.1
企業用財産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普 通 財 産	1,025,215	83,965	7,614	7,138	252,922	政府出資等	246,871	344,025	59.7
計	2,345,095	200,089	48,458	46,866	329,506			576,462	100.0
(特 別 会 計)									
行 政 財 産	86,830,524	111,980	51,161	59,487	127,383	立 木 竹	65,187	298,852	62.0
公 用 財 産	1,392,577	74,860	39,125	38,996	35,943	工 作 物	34,261	149,800	31.1
公共用財産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
皇室用財産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業用財産	85,437,947	37,120	12,036	20,490	91,440	立 木 竹	64,046	149,051	30.9
普 通 財 産	111,312	6,922	594	324	175,803	政府出資等	175,471	183,050	38.0
計	86,941,837	118,902	51,755	59,812	303,187			481,902	100.0
(合 計)									
行 政 財 産	88,150,404	228,104	92,004	99,216	203,967	工 作 物	91,100	531,288	50.2
公 用 財 産	2,614,849	179,612	79,525	77,969	111,132	〃	62,428	368,714	34.8
公共用財産	72,947	5,595	246	483	1,168	〃	1,081	7,247	0.7
皇室用財産	24,660	5,775	196	273	226	〃	213	6,275	0.6
企業用財産	85,437,947	37,120	12,036	20,490	91,440	立 木 竹	64,046	149,051	14.1
普 通 財 産	1,136,528	90,887	8,208	7,463	428,725	政府出資等	422,343	527,075	49.8
合 計	89,286,933	318,992	100,213	106,679	632,693			1,058,364	100.0

（注）1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は，一般会計54.5%，特別会計45.5%である。

2. 「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

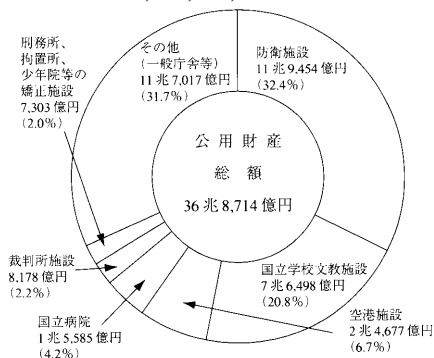
国有財産分類別・種類別現在額（平成 12 年 3 月 31 日現在）

1. 分類・種類別

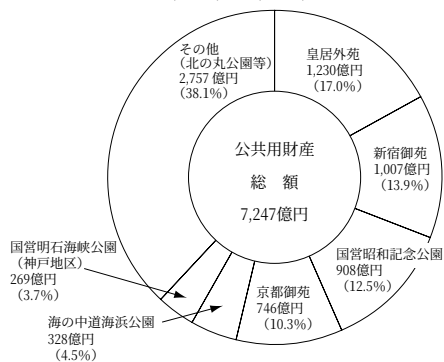


2. 行政財産

(1) 公用財産（統計 2，3，8，20 参照）

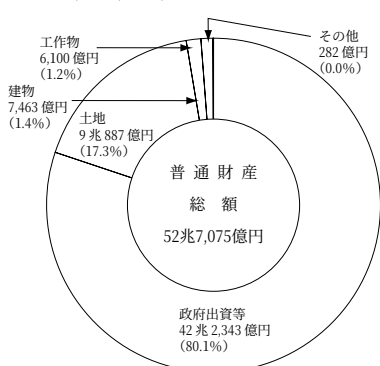


(2) 公共用財産（統計 2，3，8，20，21 参照）

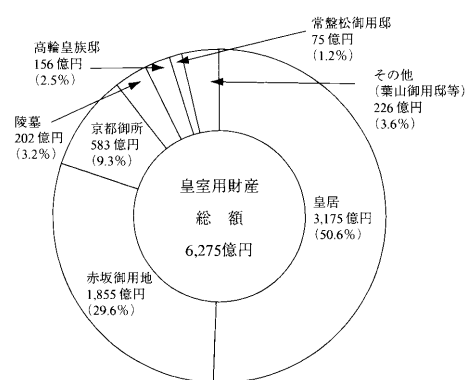


3. 普通財産

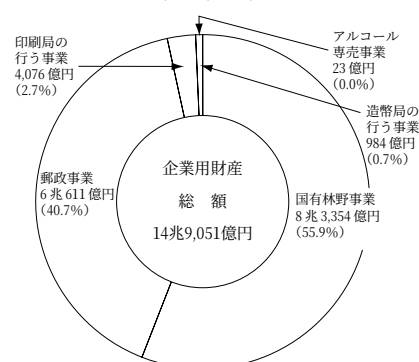
(1) 総額（統計 2，3，8，26 参照）



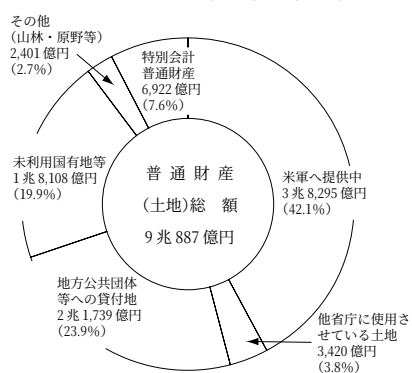
(3) 皇室用財産（統計 2，3，8，20，22 参照）



(4) 企業用財産（統計 2，3，8，20 参照）



(2) 普通財産（土地）（統計 2，3，4，8，26 参照）



4. 所管別現在額（統計5, 18, 20, 26 参照）

通財産 43 兆 9,901 億円（主として政府出資等 34 兆 5,872 億円）である。

国有財産の総額を所管別にみると第7表のとおりである。

主な所管についてみると、総額の 44.5% に当たる 47 兆 750 億円が大蔵省所管に係るものであり、その大部分は、普

次に、総理府所管のものが総額の 14.2%, 15 兆 798 億円あり、そのうち主なものは、防衛庁及び警察庁等の公用財産 13 兆 3,689 億円、宮内庁の皇室用財産 6,275 億円並びに環境庁

第7表 国有財産分類別・所管別現在額（平成 12 年 3 月 31 日現在）

（単位 億円, %）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(行政財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
衆議院	355	2,842	388	468	327	工 作 物	325	3,638
参議院	151	1,367	149	184	162	"	161	1,714
高 計	2,625	5,419	1,788	1,908	849	"	841	8,178
内閣府	66	126	43	36	22	"	22	185
法 務 省	59	219	33	38	29	"	29	287
総務省	1,035,255	68,055	17,047	15,932	59,586	航 空 機	26,820	143,575
外務省	40,500	7,595	5,082	4,472	1,892	工 作 物	1,868	13,959
文部科学省	1,321	783	541	703	512	"	511	2,000
大蔵省	15,515	16,935	9,678	9,703	4,210	"	4,116	30,849
厚生労働省	1,300,348	45,398	24,596	21,492	14,086	"	12,833	80,978
農林水産省	34,371	14,479	10,457	13,136	8,756	"	8,714	36,372
林業	85,584,698	6,499	3,982	3,208	81,832	立 木 竹	64,057	91,541
通商産業省	2,633	3,459	869	1,053	1,063	工 作 物	1,031	5,575
労働省	73,300	16,136	2,644	2,929	15,152	"	12,822	34,218
建設省	9,680	31,249	10,488	18,949	11,442	"	11,400	61,640
自治省	1,760	1,664	1,227	1,442	755	"	748	3,861
建設省	47,684	5,791	2,942	3,491	3,230	"	3,060	12,512
建設省	75	80	40	62	52	"	52	195
建設省	88,150,404	228,104	92,004	99,216	203,967		531,288	100.0
(普通財産)								
衆議院	-	-	-	-	-	-	-	-
参議院	-	-	-	-	-	-	-	-
高 計	-	-	-	-	-	-	-	-
内閣府	-	-	-	-	-	-	-	-
法 務 省	45	18	3,094	3,750	3,453	工 作 物	3,330	7,222
総務省	1	19	-	-	0	"	-	19
外務省	10	1	1	0	0	工 作 物	0	2
大蔵省	877,142	87,893	4,894	3,480	348,527	政府出資等	345,872	439,901
厚生労働省	1,465	1,352	49	88	21	工 作 物	19	1,462
農林水産省	485	239	1	0	10,675	政府出資等	10,675	10,915
通商産業省	255,469	74	92	47	511	"	454	633
労働省	0	0	-	-	190	"	188	190
建設省	785	763	3	0	5,809	"	5,799	6,572
建設省	101	317	57	88	4,431	"	4,255	4,838
建設省	25	9	2	0	28,026	"	28,026	28,037
建設省	996	197	12	3	27,077	"	27,072	27,278
建設省	-	-	-	-	-	-	-	-
建設省	1,136,528	90,887	8,208	7,463	428,725		527,075	100.0
(合計)								
衆議院	355	2,842	388	468	327	工 作 物	325	3,638
参議院	151	1,367	149	184	162	"	161	1,714
高 計	2,625	5,419	1,788	1,908	849	"	841	8,178
内閣府	66	126	43	36	22	"	22	185
法 務 省	59	219	33	38	29	"	29	287
総務省	1,035,300	68,074	20,142	19,683	63,040	航 空 機	26,820	150,798
外務省	40,502	7,614	5,082	4,472	1,892	工 作 物	1,868	13,978
文部科学省	1,332	784	543	704	513	"	511	2,002
大蔵省	892,657	104,828	14,572	13,184	352,737	政府出資等	345,872	470,750
厚生労働省	1,301,813	46,751	24,645	21,581	14,108	工 作 物	12,852	82,441
農林水産省	34,857	14,718	10,459	13,137	19,431	政府出資等	10,675	47,288
通商産業省	85,840,168	6,574	4,075	3,256	82,344	立 木 竹	64,059	92,175
労働省	2,633	3,459	869	1,053	1,253	工 作 物	1,031	5,765
建設省	74,085	16,899	2,647	2,930	20,961	"	12,829	40,791
建設省	9,781	31,567	10,545	19,038	15,873	"	11,476	66,479
建設省	1,785	1,674	1,229	1,443	28,781	政府出資等	28,026	31,899
建設省	48,680	5,988	2,954	3,495	30,307	"	27,072	39,791
建設省	75	80	40	62	52	工 作 物	52	195
建設省	89,286,933	318,992	100,213	106,679	632,693		1,058,364	100.0

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

の公共用財産 3,610 億円である。

以下、農林水産省、文部省、郵政省等の順となっているが、そのうち主なものは、農林水産省所管にあつては、国有林野事業特別会計の企業用財産 8 兆 3,354 億円（主として立木竹 6 兆 4,020 億円）、文部省所管にあつては、国立学校特別会計の公用財産 7 兆 6,498 億円、郵政省所管にあつては、郵政事業特別会計の企業用財産 6 兆 611 億円である。

第 3 国有財産の増減額

1. 増減の総額（統計 15、16 参照）

平成 11 年度中の総増加額は 19 兆 6,694 億円、総減少額は 14 兆 4,577 億円であり、差引 5 兆 2,117 億円の純増加となっている。

2. 区分別増減額（統計 15 参照）

平成 11 年度中の増減額を区分別にみると第 8 表のとおりである。この純増加額の主なものは、政府出資等 3 兆 1,201

億円（主として出資）、工作物 7,604 億円（主として新設）、建物 7,008 億円（主として新築）及び船舶 2,646 億円（主として新造）である。

3. 会計別増減額

平成 11 年度中の増減額を会計別にみると第 9 表のとおりである。

一般会計は 3 兆 658 億円の純増加となっているが、これは政府出資等 1 兆 7,919 億円、建物 3,509 億円、工作物 3,472 億円等の純増加によるものである。また、特別会計は 2 兆 1,459 億円の純増加となっているが、これは政府出資等 1 兆 3,281 億円、工作物 4,132 億円、建物 3,499 億円等の純増加によるものである。

4. 分類別、種類別増減額

平成 11 年度中の増減額を分類別、種類別にみると第 10 表のとおりである。

行政財産の純増加額は 2 兆 369 億円であり、その大部分は公用財産 1 兆 7,237 億円である。

また、普通財産の純増加額は 3 兆 1,748 億円である。

第 8 表 国 有 財 産 区 分 別 増 減 額（平成 11 年度）

（単位 億円、％）

区 分	数量単位	増			減			差 引	
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	415,739	8,364	4.2	421,610	7,557	5.2	△ 5,871	806
立 木 竹	樹 木 千 本	634	38	(0.0)	244	17	(0.0)	390	20
	立 木 千立方メートル	40,713	881	(0.4)	6,826	313	(0.2)	33,886	567
	竹 千 束	2	0	(0.0)	2	0	(0.0)	△ 0	0
	計		920	0.4		331	0.2		588
建 物	建 面 積 千平方メートル	1,577			1,259			317	
	延べ面積 千平方メートル	4,689	10,197	5.2	2,563	3,189	2.2	2,126	7,008
工 作 物			9,976	5.1		2,371	1.6		7,604
	機 械 器 具		4	0.0		5	0.0		△ 0
船 舶	汽 船 隻	134			130			4	
	ト ン 千	25	535	(0.3)	19	285	(0.2)	6	250
	艦 船 隻	49			56			△ 7	
	ト ン 千	45	3,356	(1.7)	45	963	(0.7)	0	2,393
航 空 機	雑 船 隻	254	13	(0.0)	169	10	(0.0)	85	2
	計 隻	437	3,906	2.0	355	1,259	0.9	82	2,646
地 上 権 等	機 千平方メートル	80	2,487	1.3	86	227	0.2	△ 6	2,260
特 許 権 等	件	0	0	0.0	707	0	0.0	△ 706	△ 0
政府出資等		16,395	1	0.0	1,041	0	0.0	15,354	0
不動産の信託			160,835	81.8		129,634	89.7		31,201
の受益権	件	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			196,694	100.0		144,577	100.0		52,117

第9表 国有財産会計別増減額（平成11年度）

（単位 億円，％）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
	千平方メートル		延べ千平方 メートル						
(増 加 額)									
一 般 会 計	180,301	6,307	2,079	4,140	115,915	政府出資等	105,471	126,363	64.2
特 別 会 計	235,437	2,056	2,609	6,057	62,217	〃	55,363	70,331	35.8
合 計	415,739	8,364	4,689	10,197	178,132			196,694	100.0
(減 少 額)									
一 般 会 計	167,134	5,456	967	631	89,618	政府出資等	87,552	95,705	66.2
特 別 会 計	254,476	2,101	1,595	2,557	44,212	〃	42,082	48,871	33.8
合 計	421,610	7,557	2,563	3,189	133,830			144,577	100.0
(差 引 額)									
一 般 会 計	13,166	851	1,111	3,509	26,297	政府出資等	17,919	30,658	58.8
特 別 会 計	△ 19,038	△ 44	1,014	3,499	18,004	〃	13,281	21,459	41.2
合 計	△ 5,871	806	2,126	7,008	44,302			52,117	100.0

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第10表 国有財産分類別・種類別増減額（平成11年度）

（単位 億円，％）

分 類・種 類	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル						
行 政 財 産	229,006	2,555	3,345	7,557	15,356	工 作 物	8,137	25,468	12.9
公 用 財 産	7,910	2,193	2,832	6,290	12,958	〃	6,619	21,442	10.9
公共用財産	2,167	208	18	52	196	〃	191	457	0.2
皇室用財産	-	-	0	6	11	〃	10	17	0.0
企業用財産	218,928	152	493	1,208	2,190	〃	1,315	3,551	1.8
普 通 財 産	186,732	5,809	1,344	2,640	162,776	政府出資等	160,835	171,225	87.1
合 計	415,739	8,364	4,689	10,197	178,132			196,694	100.0
(減 少 額)									
行 政 財 産	241,514	1,714	1,228	817	2,567	船 舶	1,146	5,099	3.5
公 用 財 産	4,709	1,530	1,103	661	2,013	〃	1,146	4,205	2.9
公共用財産	8	0	2	0	8	工 作 物	8	9	0.0
皇室用財産	0	0	0	0	0	〃	0	0	0.0
企業用財産	236,797	183	122	155	544	立 木 竹	317	883	0.6
普 通 財 産	180,095	5,843	1,334	2,371	131,263	政府出資等	129,634	139,477	96.5
合 計	421,610	7,557	2,563	3,189	133,830			144,577	100.0
(差 引 額)									
行 政 財 産	△ 12,508	840	2,116	6,739	12,789	工 作 物	7,261	20,369	39.1
公 用 財 産	3,201	663	1,729	5,628	10,945	〃	5,979	17,237	33.1
公共用財産	2,158	208	15	51	188	〃	183	447	0.9
皇室用財産	△ 0	△ 0	0	6	10	〃	10	16	0.0
企業用財産	△ 17,868	△ 31	370	1,053	1,645	〃	1,088	2,667	5.1
普 通 財 産	6,636	△ 34	9	269	31,512	政府出資等	31,201	31,748	60.9
合 計	△ 5,871	806	2,126	7,008	44,302			52,117	100.0

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

5. 所管別増減額（統計 16 参照）

平成 11 年度中の増減額を所管別にみると第 11 表のとおり

である。この純増加額の主なものは、大蔵省所管の 2 兆 9,078 億円（主として政府出資等）、総理府所管の 7,836 億円（防衛庁における船舶等）である。

第 11 表 国 有 財 産 所 管 別 増 減 額（平成 11 年度）

（単位 億円，％）

所 管 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
衆議院	6	11	2	27	31	工 作 物	31	70
参議院	-	-	0	1	21	"	21	23
高 計	9	65	18	45	37	"	37	148
内閣府	-	-	-	0	1	"	1	0.0
総務省	0	0	0	0	0	"	0	0.0
法 省	5,230	335	1,009	1,960	7,725	船 舶	3,387	10,021
外 省	464	365	128	185	147	工 作 物	146	697
大 省	45	40	15	16	22	"	22	80
文 省	19,725	5,848	1,343	3,061	138,293	政府出資等	136,273	147,203
厚 省	657	356	781	1,859	1,703	工 作 物	1,686	3,920
農 省	917	297	396	658	844	"	760	1,800
林 省	385,517	43	96	108	1,482	立 木 竹	878	1,635
商 省	20	11	14	37	75	工 作 物	75	124
通 省	671	297	92	209	2,020	"	897	2,528
運 省	272	224	497	1,220	1,168	"	944	2,612
郵 省	66	75	67	177	21,247	政府出資等	21,113	21,500
建 省	2,133	390	225	626	3,302	"	2,659	4,319
自 省	-	-	-	0	5	工 作 物	5	5
合 計	415,739	8,364	4,689	10,197	178,132		196,694	100.0
(減 少 額)								
衆議院	0	1	2	1	2	工 作 物	2	5
参議院	-	-	0	0	1	"	1	1
高 計	17	64	12	6	4	"	3	74
内閣府	0	4	-	-	0	"	0	4
総務省	0	1	0	0	0	"	0	1
法 省	429	212	456	414	1,557	船 舶	979	2,184
外 省	789	446	146	66	24	工 作 物	24	537
大 省	37	18	11	4	3	"	3	25
文 省	11,721	5,818	1,005	1,984	110,323	政府出資等	109,157	118,125
厚 省	394	186	178	124	123	工 作 物	118	434
農 省	1,088	348	359	254	162	"	162	765
林 省	405,305	85	135	68	422	立 木 竹	321	576
商 省	7	11	2	1	3	工 作 物	2	16
通 省	1,408	74	78	87	534	船 舶	275	696
運 省	142	206	81	140	157	工 作 物	157	504
郵 省	31	24	24	9	20,481	政府出資等	20,477	20,515
建 省	237	53	63	22	27	工 作 物	27	104
自 省	-	-	4	1	0	"	0	2
合 計	421,610	7,557	2,563	3,189	133,830		144,577	100.0
(差 引 額)								
衆議院	6	10	△ 0	25	29	工 作 物	29	65
参議院	-	-	△ 0	1	20	"	20	21
高 計	△ 7	0	6	38	33	"	33	73
内閣府	△ 0	△ 4	-	0	1	"	1	△ 2
総務省	△ 0	△ 1	△ 0	0	0	"	0	△ 0
法 省	4,801	122	552	1,546	6,167	船 舶	2,408	7,836
外 省	△ 325	△ 81	△ 17	118	122	工 作 物	121	159
大 省	7	22	4	12	19	"	19	54
文 省	8,004	30	338	1,077	27,970	政府出資等	27,116	29,078
厚 省	263	170	602	1,735	1,580	工 作 物	1,567	3,485
農 省	△ 170	△ 51	36	404	681	"	598	1,034
林 省	△ 19,787	△ 41	△ 38	40	1,060	立 木 竹	557	1,058
商 省	13	△ 0	11	35	72	工 作 物	73	108
通 省	△ 737	223	14	122	1,486	"	715	1,831
運 省	130	18	415	1,079	1,010	"	787	2,108
郵 省	34	50	42	167	766	政府出資等	636	985
建 省	1,896	336	162	604	3,274	"	2,659	4,215
自 省	-	-	△ 4	△ 1	4	工 作 物	4	2
合 計	△ 5,871	806	2,126	7,008	44,302		52,117	

(注) 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

6. 事由別増減額（統計 15、16 参照）

国有財産の増減額を事由別にみると第 12 表のとおりであ

り、これは国と国以外のものとの間の異動である「対外的異動」と国の内部における異動である「対内的異動」とに大別される。

第 12 表 国 有 財 産 増 減 状 況（平成 11 年度）

（単位 億円、％）

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
対 外 的 異 動	11,707	4,926	3,298	7,623	174,939	政府出資等	160,768	187,489	95.3
歳出を伴うもの	7,100	833	3,233	7,559	45,696	"	31,571	54,089	27.5
歳出を伴わないもの	4,606	4,093	65	64	129,242	"	129,196	133,400	67.8
対 内 的 異 動	404,031	3,437	1,390	2,574	3,193	工 作 物	1,751	9,205	4.7
調整上の増加	393,980	3,243	1,341	2,506	3,033	"	1,638	8,782	4.5
整理上の増加	10,051	193	48	68	160	"	112	422	0.2
合 計	415,739	8,364	4,689	10,197	178,132			196,694	100.0
(減 少 額)									
対 外 的 異 動	22,476	4,602	1,181	666	129,427	政府出資等	128,255	134,695	93.2
歳入を伴うもの	19,352	3,642	229	147	1,138	"	965	4,927	3.4
歳入を伴わないもの	3,123	959	952	519	128,289	"	127,290	129,767	89.8
対 内 的 異 動	399,134	2,955	1,381	2,522	4,403	工 作 物	1,695	9,881	6.8
調整上の減少	398,020	2,935	1,343	2,486	3,059	"	1,665	8,482	5.9
整理上の減少	1,113	19	37	36	1,343	政府出資等	1,311	1,399	1.0
合 計	421,610	7,557	2,563	3,189	133,830			144,577	100.0
(差 引 額)	△ 5,871	806	2,126	7,008	44,302			52,117	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

対外的異動には、購入、新築、新設、新造、交換、出資、売却、譲与等があり、対内的異動には、所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所属替（同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一部局等に所属する財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）、整理替（2 以上の口座に整理されていた財産を、用途変更を伴わないで 1 口座に統合する場合、又は 1 口座に整理されていたものを 2 口座に分割する場合をいう。）等がある。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの（購入、新築、新設、現金出資等）と歳出を伴わないもの（交換、現物出資、租税物納等）とがあり、減少については、歳入を伴うもの（売却、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（交換、譲与、取こわし等）とがある。

対内的異動は、調整上の増減及び整理上の増減に分けることができる。

イ. 調整上の増減

調整上の増減は、所管換、所属替、整理替、引継、引受（引継とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を大蔵省へ引き継ぐことを、引受とは、大蔵省がこれを引き受けることをいう。）等の国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減であって、国有財産の総量に影響のないものである。

ロ. 整理上の増減

整理上の増減は、新規登載（国有財産として台帳に登載されるべきもので未登載のものを、新たに台帳に登載することをいう。）、実測（土地、建物及び工作物（一部）に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告洩等に伴う増減である。

以上のような見地から、平成 11 年度中の増減を整理すると第 12 表のとおりであり、増加額では、対外的異動の 95.3% に対し、対内的異動は 4.7%、減少額では、対外的異動の 93.2% に対し、対内的異動は 6.8% となっている。

(1) 増加額について

事由別に増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(i) 歳出を伴うもの

購 入 1,130 億円

これは土地 830 億円、7,098 千 m²、航空機 271 億円、13 機等の購入であり、その主なものは、土地では、運輸省（空港整備特別会計）の公用財産 178 億円、426 千 m²、文部省（国立学校特別会計）の公用財産 160 億円、310 千 m²及び郵政省（郵政事業特別会計）の企業用財産 111 億円、66 千 m²であり、航空機では、総理府（防衛庁）の公用財産 197 億円、6 機である。

新 築（建物） 6,231 億円

これは建物延べ2,927千㎡の新築であり、その主なものは、大蔵省（特定国有財産整備特別会計）の普通財産1,795億円、延べ608千㎡、文部省（国立学校特別会計）の公用財産1,246億円、延べ583千㎡、郵政省（郵政事業特別会計）の企業用財産950億円、延べ422千㎡及び総理府（主として防衛庁）の公用財産700億円、延べ494千㎡である。

新 設（工作物） 5,811 億円

これは工作物の新設であり、その主なものは、文部省（国立学校特別会計）の公用財産1,098億円、大蔵省（特定国有財産整備特別会計）の普通財産1,075億円及び総理府（主として防衛庁）の公用財産476億円である。

新 造（船舶及び航空機） 4,312 億円

これは航空機1,743億円、50機及び船舶2,568億円、86隻の新造であり、航空機は、すべて総理府（主として防衛庁）の公用財産であり、船舶の主なものは、総理府（防衛庁）の公用財産の艦船2,314億円、17隻及び運輸省（一般会計）の公用財産の汽船192億円、17隻である。

出 資（現金出資） 3兆1,571 億円

これは現金出資により取得した出資による権利、出資証券等であり、その主なものは、一般会計では、中小企業総合事業団への3,317億円、国際協力銀行への1,894億円、宇宙開発事業団への1,766億円であり、特別会計では、大蔵省の外国為替資金特別会計から国際通貨基金への8,038億円、建設省の道路整備特別会計から日本道路公団への1,700億円である。

（ロ） 歳出を伴わないもの

出 資（現物出資） 12兆9,082 億円

これは国有財産を現金以外で出資したことにより取得した出資による権利、出資証券等であり、その主なものは、国際開発協会への出資983億円である。

租税物納 3,380 億円

これは土地3,247億円、3,350千㎡、有価証券101億円等であり、これはすべて大蔵省（一般会計）の普通財産である。

ロ. 対内的異動によるもの

所 管 換 2,832 億円

これは建物1,307億円、延べ476千㎡、工作物785億円等であり、その主なものは、建物では、総理府の公用財産740億円、延べ236千㎡、大蔵省（一般会計）の公用財産527億円、延べ192千㎡及び大蔵省（特定国有財産整備特別会計）の普通財産17億円、延べ29千㎡であり、工作物では、総理府の公用財産429億円、大蔵省（一般会計）の公用財産340億円である。

所 属 替 3,253 億円

これは土地1,033億円、154,156千㎡及び船舶956億円、82隻等である。

引 受 749 億円

これは建物325億円、延べ238千㎡及び工作物306億円等である。

整 理 替 714 億円

これは土地465億円、219,217千㎡及び立木竹140億円等であり、これらは国有財産台帳の口座を統合し、又は分割したこと等によるものである。

（二） 減少額について

事由別に減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

（イ） 歳入を伴うもの

売 払 4,890 億円

これは土地3,642億円、19,352千㎡、政府出資等930億円等であり、その主なものは、土地では、大蔵省（一般会計）の普通財産2,702億円、5,045千㎡及び大蔵省（特定国有財産整備特別会計）の普通財産759億円、398千㎡であり、政府出資等では、大蔵省（国債整理基金特別会計）の普通財産500億円及び大蔵省（一般会計）の普通財産430億円である。

（ロ） 歳入を伴わないもの

譲 与 167 億円

これは国有財産法等の規定に基づき無償で国以外の者に財産を譲渡したもので、ほとんどが土地135億円、1,983千㎡であり、その主なものは、大蔵省（一般会計）の普通財産123億円、1,431千㎡である。

取こわし 870 億円

これは工作物422億円、建物345億円、延べ902千㎡等であり、その主なものは、工作物では、郵政省（郵政事業特別会計）の企業用財産68億円及び総理府（一般会計）の公用財産57億円であり、建物では、文部省（国立学校特別会計）の公用財産52億円、延べ118千㎡及び総理府（一般会計）の公用財産45億円、延べ182千㎡である。

ロ. 対内的異動によるもの

これは所管換2,760億円、所屬替3,252億円、引継749億円、整理替714億円等であり、それぞれ増加額に対応するものである。所管換と所屬替においては増加額と減少額とが符合しないが、これは、一般会計と特別会計又は特別会計間の異動は原則として有償として整理することとなっており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価によって取得し、その価格をもって増の整理をするためである。

7. 国有財産の推移（統計 1， 6， 7 参照）

最近 5 か年間の国有財産の推移をみると第 13 表のとおりであり、各年度における増加額の主な事由についてみると、

平成 7 年度は、購入（土地等）1,816 億円、租税物納（土地等）8,526 億円、新築（建物）4,416 億円、新設（工作物）5,434 億円、新造（船舶及び航空機）3,916 億円、出資 2 兆 2,115 億円を、

平成 8 年度は、購入（土地等）1,909 億円、租税物納（土地等）5,889 億円、新築（建物）5,062 億円、新設（工作物）7,121 億円、新造（船舶及び航空機）3,690 億円、出資 1 兆 7,153 億円を、

平成 9 年度は、購入（土地等）2,248 億円、租税物納（土地等）4,392 億円、新築（建物）4,482 億円、新設（工作物）5,192 億円、新造（船舶及び航空機）4,508 億円、出資 1 兆 6,822 億円を、

平成 10 年度は、購入（土地等）1,387 億円、租税物納（土地等）3,672 億円、新築（建物）4,722 億円、新設（工作物）4,981 億円、新造（船舶及び航空機）4,213 億円、出資 3 兆 7,440 億円を、

平成 11 年度は、購入（土地等）1,130 億円、租税物納（土地等）3,380 億円、新築（建物）6,231 億円、新設（工作物）5,811 億円、新造（船舶及び航空機）4,312 億円、出資 16 兆 654 億円を上げることができる。

なお、最近 5 か年間の政府出資等の年度末の現況は第 14 表のとおりである。

第 13 表 最近 5 か年間の国有財産の推移

（単位 億円）

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増加額
平成 7	874,193	2,176
8	916,054	41,860
9	956,203	40,148
10	1,006,247	50,043
11	1,058,364	52,117

第 14 表 最近 5 か年間の政府出資、有価証券の推移

（単位 億円，％）

年 度	政府出資	有価証券	計(A)	国有財産 総額(B)	割 合 (A/ B)
平成 7	327,020	958	327,979	874,193	37.5
8	343,029	577	343,607	916,054	37.5
9	361,052	698	361,751	956,203	37.8
10	390,281	859	391,141	1,006,247	38.9
11	421,816	526	422,343	1,058,364	39.9

（注）「政府出資」とは、特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて、特定の法人に対し政府が出資等を行った額を示し、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株券等であり、いずれも年度末現在の価格である。

（参考）国有財産（土地）の推移

（単位 億平方メートル）

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和20年度末	1,485	221	1,706
25	1,463	276	1,740
30	863	69	933
35	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成 2	883	11	895
7	882	11	893
8	882	11	893
9	881	11	893
10	881	11	892
11	881	11	892

第 4 国の庁舎等の整備

1. 国の庁舎等の整備の概要（統計 23 参照）

国の庁舎等とは、官署が使用する庁舎、学校、病院、刑務所、飛行場、自衛隊の施設及び各種の工場等国の事務、事業及び企業の用に供されている財産（公用財産及び企業用財産）をいい、国家公務員宿舎（公用財産及び企業用財産）、森林、原野等（企業用財産）、皇居等（皇室用財産）、道路及び河川等（公共用財産）は含まれない。

これらの施設の整備については、それぞれ財産を所管している各省各庁の長が計画を立て財務大臣に協議をし（国有財産法第 14 条）、その営繕工事は一部を除き国土交通大臣が行うこととされている（官公庁施設の建設等に関する法律第 9 条の 2）。

2. 特定国有財産整備特別会計による整備

庁舎等その他の施設の用に供する国有財産の中には、平面的に散在し、土地の利用が効率的でないもの、あるいはその位置、環境等からみて他の用途に転用することが適当と認められるものがある。これらの特定の国有財産については、土地の効率的な使用や適正な配置を図るため、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」の規定に基づき、総括機関である財務大臣が関係各省各庁の長の意見をきいて、特定国有財産整備計画を定めることとされている（ただし、特別会計に属する財産、公共用財産及び提供財産以外の普通財産は対象としていない。）。

(1) 特定国有財産整備計画

特定国有財産整備計画とは、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るとともに跡地の積極的な活用を推進するため、これを取得及び処分をすることが適当と認められるときに定める基本的事項に関する計画である。この計画の内容は、集約立体化事業と再配置事業の2つの事業に分けられる。

イ. 集約立体化事業

広く平面的に散在している庁舎等を集約立体化（耐火構造の4階以上の建物とすること）し、これに伴って不用となる庁舎等を処分する事業である。複数の官署が入居する合同庁舎を整備する事業がこれに該当する。

ロ. 再配置事業

市街地に必ずしも所在する必要のない施設や、位置、環境、規模、形態等からみて他の用途に転用することが適当と認められる施設を処分して、別地にこれに代わる施設を取得する事業である。例えば、国の研究機関の周囲が過密化した場合に、研究機関を郊外に移転して跡地を都市開発施設などに転用するケースがこれに該当する。

この特定国有財産整備計画のうち、平成12年度において新たに決定された計画は6件で、内訳は集約立体化事業に該当するものが2件、再配置事業に該当するものが4件となっている。また、これらの計画に基づく取得

予定財産の数量は、土地4千 m^2 、建物延べ100千 m^2 、処分予定財産の数量は、土地134千 m^2 、建物延べ57千 m^2 となっている。

なお、最近5ヶ年間の処分予定財産の年度末現在額は第15表のとおりである。

(2) 特定国有財産整備特別会計

特定国有財産整備特別会計は、特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため設けられたものであり、会計自らが事業を実施する特別会計である。

この会計の所管大臣は、財務大臣及び国土交通大臣である。国土交通大臣は庁舎の建築（いわゆる官庁営繕）に関する事務を、また財務大臣はこの会計に所属する国有財産の処分に関する事務及び官庁営繕の対象にならない防衛庁の特殊な建築物の建築等に関する事務を行うものとされている。また、会計全体の計算整理に関する事務は、財務大臣が行うものとされている。

この会計の歳入は、特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産その他この会計に所属する資産の処分による収入金（国有財産売却収入）、一般会計からの繰入金、借入金等である。このうち借入金は、特定国有財産整備計画の実施により取得すべき特定の国有財産の取得に要する費用の一部に充てるために財政融資資金から借り入れるものである。

一方、歳出は、計画の実施により取得する国有財産の取得に要する費用（特定国有財産整備費）、借入金の償還金及びその利子（国債整理基金特別会計へ繰入）、事務取扱費等である。

この会計の平成11年度決算は、収納済歳入額2,569億円、支出済歳出額2,271億円である。また、平成12年度予算においては、歳入1,803億円、歳出1,803億円が計上されている。

第15表 最近5か年間の処分予定財産の現在額の推移
(単位 億円)

7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
4,213	4,149	3,633	3,174	2,975

(注) 処分すべき国有財産として用途廃止のうえ特定国有財産整備特別会計に引き継がれた財産の年度末現在額である。

第16表 最近5か年間の歳入歳出額の推移

(単位 億円)

科 目		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度予算
歳入	国有財産売却収入	1,168	1,260	1,173	980	984
	一般会計より受入	0	0	18	26	16
	借入金	880	798	1,076	820	742
	前年度剰余金受入	920	1,181	1,013	713	43
	雑収入	28	35	16	28	16
	合 計	2,998	3,275	3,297	2,569	1,803
歳出	特定国有財産整備費	1,507	1,734	1,878	1,492	958
	事務取扱費	11	12	12	15	21
	国債整理基金特別会計へ繰入	298	515	693	762	822
	予備費	-	-	-	-	0
	合 計	1,817	2,262	2,583	2,271	1,803

(注) 11年度からの特定国有財産整備費の繰越が209億円ある。

なお、最近 5 ヶ年間の歳入歳出額及び借入金残高の推移は、それぞれ第 16 表及び第 17 表のとおりである。

また、この会計の資産負債等計算書及び収入支出等計算書は（参考）のとおりである。

第 17 表 最近 5 か年間の借入金残高の推移

（単位 億円）

7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
4,484	5,243	5,726	6,313	6,572

（参考）

特定国有財産整備特別会計の資産負債等計算書及び収入支出等計算書
特定国有財産整備特別会計資産負債等計算書
（平成 12 年 3 月 31 日現在）

（単位 円）

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 金	29,835,285,310	借 入 金	657,298,310,000
土 地 等	505,255,242,169	前期繰越収 支差額	38,134,748,602
当期収支差額	160,342,531,123		
合 計	695,433,058,602	合 計	695,433,058,602

（参考）

- 1. 土地の中には、引継未済のもの 179,397,435,000 円及び整備終了後引渡予定のもの（売払対象外財産）28,331,869,158 円が含まれる。
- 2. 売払対象財産にかかる土地の価格を仮に相続税課税標準価格を基に算出した場合、その金額は 1,135,488,889,000 円となる。（平成 12 年 1 月時点の相続税課税標準価格による。）
- 3. 11 年度までに採択された整備事業における 12 年度以降に必要な施設整備費は、154,858,830,310 円である。

特定国有財産整備特別会計収入支出等計算書

（平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日まで）

（単位 円）

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
施設整備費	149,293,458,980	土地等売払 収入	98,043,121,658
事務取扱費	1,518,798,259	一般会計より受入	2,653,508,000
借入金利子	20,286,117,748	土地等引受	12,920,108,101
土地等除却	105,720,190,318	雑収入	2,859,296,423
		当期収支差額	160,342,531,123
合 計	276,818,565,305	合 計	276,818,565,305

（参考）

本会計による施設整備事業においては、施設の整備時に支出が計上され、旧施設（土地等）の引受及び売払時に収入が計上される。通常、施設整備が数年先行するので、収支差額は年により大きく変動する。

第 5 国家公務員宿舍の概況（統計 24、25 参照）

国家公務員宿舍は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舍法」（昭和 24 年法律第 117 号）に基づき、設置されているものである。

公務員宿舍としては、ここでは、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な宿舎所、国会議員の議員宿舎などは含まれない。

公務員宿舎は、毎年度の財務大臣の定める宿舎設置計画に基づいて設置されるが、その方法としては、建設、購入、交換、寄附又は転用（例えば、用途変更によって宿舎とすることをいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けて、これを公務員宿舎として運用するものがある。

公務員宿舎の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置される宿舎（省庁別宿舎）で、5 事業特別会計（注）がその負担において設置する場合、転用、交換又は寄附の方法により設置する場合及び特別の事情がある場合として財務大臣が指定する場合には、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、公務員宿舎の維持及び管理は、合同宿舎（省庁別宿舎以外の宿舎をいう。）については財務大臣が、省庁別宿舎については、当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

平成 11 年度において国の予算により設置した宿舎戸数は約 5 千戸（独身者用宿舎 1 室も 1 戸と数えている。）であり、また平成 12 年 9 月 1 日現在における公務員宿舎の総戸数は約 34 万戸となっている。

（注） 5 事業特別会計とは造幣局特別会計、印刷局特別会計、国有林野事業特別会計、アルコール専売事業特別会計及び郵政事業特別会計である（ただし、アルコール専売事業特別会計については、平成 13 年 4 月 1 日のアルコール専売事業特別会計法の廃止に伴い廃止。）。

第 6 財務省所管一般会計所属普通財産の
現状

1. 現在額（統計 27, 28, 29 参照）

平成 11 年度末現在の大蔵省（現財務省）所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第 6 条に規定する財務大臣の所管に係るもの、以下第 6 において同じ）は、第 18 表のとおり 33 兆 6,663 億円となっており、国有財産総額 105 兆 8,364 億円の 31.8% を占めている。

普通財産は、既に述べたように行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に供されない財産であり、その管理及び処分は、国有財産法等に定めがあるほか、民法、借地借家法等私法の適用を受けるものである。

また、普通財産は収益財産ともいわれ、最終的には金銭に換価して財政収入とするために処分することが適当な財産といえることができる。しかしながら、普通財産の中には、出資による権利や提供財産のように、国が直接、国の事務、事業の用に供しているものではないが、行政財産に近い性格を有する財産等、直ちに処分することができないものもある。

第 18 表 大蔵省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額
（平成 12 年 3 月 31 日現在）

（単位 億円、％）

区 分		数 量 単 位	増 加 額				減 少 額				現 在 額				
			数 量	価 格			数 量	価 格			数 量	価 格			
				金 額	割 合			金 額	割 合			金 額	割 合		
土 地		千 平 方 メートル	19,118	4,744	4.3	87.5	10,879	4,313	4.7	97.5	872,217	83,912	24.9	93.5	
立 木	{	樹 木	千 本	9	0	0.0	0.0	1	0	0.0	0.0	583	17	0.0	0.0
		立 木	千 立 方 メートル	20	0	0.0	0.0	2	0	0.0	0.0	561	20	0.0	0.0
		竹	千 束	0	0	0.0	0.0	-	-	-	-	10	0	0.0	0.0
		計			1	0.0	0.0		0	0.0	0.0		37	0.0	0.0
建 物		建 千 平 方 メートル	130				118				2,841				
		延 べ 千 平 方 メートル	276	359	0.3	6.6	193	84	0.1	1.9	4,495	3,306	1.0	3.7	
工 作 物				311	0.3	5.8		21	0.0	0.5		2,530	0.8	2.8	
機 械 器 具				4	0.0	0.1		5	0.0	0.1		5	0.0	0.0	
船 隻	{	汽 船	隻	-			-				-				
			千 ト ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		艦 船	隻	-			-				-				
			千 ト ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
舶 雑 船	{	雑 船	隻	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0	
		計	隻	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0	0.0	0.0
地 上 権 等		千 平 方 メートル	-	-	-	-	-	-	-	-	4,845	1	0.0	0.0	
政 府 出 資 等				105,471	95.1			87,552	95.2			246,871	73.3		
合 計				110,893	100.0			91,977	100.0			336,663	100.0		
政府出資等を除いたものの合計				5,421		100.0		4,425		100.0		89,792		100.0	

2. 平成 11 年度中の増減額（統計 28、31 参照）

平成 11 年度中の総増加額は 11 兆 893 億円、総減少額は 9 兆 1,977 億円であって、差引き 1 兆 8,916 億円の純増加となるが、政府出資等に係る増減額を除くと増加額 5,421 億円、減少額 4,425 億円であって差引増減額は 996 億円の純増加となる。

これを土地、建物、政府出資等の区分別にみると第 18 表の増減及び現在額のとおりである。

普通財産の増減についても、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」と国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、対外的異動によって普通財産が増加する場合としては、相続税法等の規定によ

り金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、特殊法人に対する出資により出資による権利又は出資証券を取得したとき等が、また、減少する場合としては、売却、譲与、現物出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等がそれぞれ挙げられる。一方、対内的異動によって増加する場合としては、各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを、財務省が引き受けたとき等が、また、減少する場合としては、各省各庁へ所管換したとき等がそれぞれ挙げられる。

平成 11 年度中の増減状況を整理すると、第 19 表のとおりである。

第 19 表 大蔵省所管一般会計所属普通財産異動状況（平成 11 年度）

（単位 億円）

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価 格 計	割 合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格		
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル				%
対 外 的 異 動	3,736	3,864	23	31	105,406 (105,404)	109,302	98.6
歳出を伴うもの	0	0	0	0	17,170 (17,170)	17,171	15.5
歳出を伴わないもの	3,735	3,863	23	31	88,236 (88,233)	92,131	83.1
対 内 的 異 動	15,381	880	253	328	382 (67)	1,590	1.4
調 整 上 の 増 加	6,877	758	239	326	380 (67)	1,465	1.3
整 理 上 の 増 加	8,504	121	13	1	1 (0)	125	0.1
合 計	19,118	4,744	276	359	105,788 (105,471)	110,893	100.0

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価 格 計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格			
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル				%	
対 外 的 異 動	7,269	3,451	189	82	87,450 (87,428)	90,984	98.9	18,318
歳入を伴うもの	5,045	2,702	74	59	479 (465)	3,241	3.5	13,929
歳入を伴わないもの	2,224	749	115	23	86,970 (86,963)	87,742	95.4	4,388
対 内 的 異 動	3,609	861	3	2	129 (123)	992	1.1	597
調 整 上 の 減 少	3,240	857	2	2	72 (67)	932	1.0	533
整 理 上 の 減 少	369	3	1	0	56 (55)	60	0.1	64
合 計	10,879	4,313	193	84	87,579 (87,552)	91,977	100.0	18,916

（注）「その他」欄の（ ）内は政府出資等を示し内書である。

3. 管理及び処分状況

土地及び建物について、平成11年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると、次のとおりである。

る。

(1) 処分等の実績

平成11年度中の処分等の実績の概要は、第20表のとおりである。

第20表 大蔵省所管一般会計所属普通財産処分実績（平成11年度）

（単位 億円）

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合
		千平方メートル			延べ千平方メートル				%
売 払	17,500	5,045	2,702	66	74	59	17,566	2,762	82.3
時 価	17,468	4,881	2,663	64	47	37	17,532	2,701	80.5
減 額	32	163	39	2	26	21	34	60	1.8
交 換	60	222	44	-	-	-	60	44	1.3
譲 与	1,828	1,431	123	-	-	-	1,828	123	3.7
所 管 換	77	500	424	-	2	1	77	426	12.7
有 償	30	229	15	-	0	0	30	15	0.5
無 償	47	271	408	-	2	1	47	410	12.2
合 計	19,465	7,199	3,295	66	76	61	19,531	3,356	100.0

イ. 売払（統計第34参照）

売払は17,566件、2,762億円で、これを区分別にみると、土地5,045千㎡、2,702億円、建物延べ74千㎡、59億円である。

次に、売払を相手方別にみると、公共団体1,409件、150億円、公益法人140件、62億円、公共団体及び公益法人以外の法人3,741件、1,616億円、その他12,276件、931億円となっている。

また、時価売払を契約方式別にみると、一般競争契約700件、1,139億円、随意契約16,832件、1,561億円（内、価格公示売却943件、416億円）となっている。

なお、売払価格は原則として時価額によっているが、国有財産特別措置法の規定に基づき時価額からその一定割合を減額して公共団体等に売り払ったものがある。この減額売払したものを相手方の用途別に分類してみると、学校施設17件、13億円、住宅7件、13億円、社会福祉施設5件、10億円等となっている。

大口売払財産（1件1千㎡以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの）は、参考資料1のとおりである。

ロ. 交 換（統計35参照）

交換は60件、44億円である。

ハ. 譲 与（統計36参照）

譲与は1,828件、123億円である。

二. 所管換（統計37参照）

所管換は77件、426億円で、その内容は無償所管換（一般会計相互間）が47件、410億円、有償所管換（一般会計と特別会計相互間）が30件、15億円である。無償所管換を区分別にみると、土地271千㎡、408億円、建物延べ2千㎡、1億円であり、有償所管換は、土地229千㎡、15億円である。

(2) 管理の状況

平成11年度末現在における土地及び建物についての利用の状況は、次のとおりである（土地の利用状況については、第2国有財産の現在額、第3表のとおり。）。

イ. 米軍へ提供中の財産

条約に基づき我が国に駐留する米軍に提供中の財産は、土地75件、68,877千㎡、3兆8,295億円、建物2件、延べ3,670千㎡、2,765億円である。

ロ. 他省庁に使用させている財産

各省各庁に対して、その事務、又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産で、土地356件、12,317千㎡、3,420億円、建物17件、延べ230千㎡、127億円である。

ハ. 地方公共団体等への貸付財産（統計30、32、33参照）

地方公共団体等に対する普通財産の貸付は、時価による貸付料での貸付（時価貸付）、法律の規定に基づく無償での貸付（無償貸付）及び同様に時価から減額した貸付料での貸付（減額貸付）に区分される。

貸付中の財産は、土地 37,579 件、99,222 千㎡、2 兆 1,739 億円、建物 1,762 件、延べ 288 千㎡、174 億円であり、このうち、貸付財産（土地）の内訳をみると、次のとおりである。

- (イ) 時価貸付は、物納財産を物納前から引続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、32,241 件、20,768 千㎡、7,483 億円である。
- (ロ) 無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に基づき、また、国有財産中央審議会の意見を踏まえた運用方針に従い、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,589 件、74,418 千㎡、1 兆 3,014 億円である。主なものは、公園等 2,698 件、59,164 千㎡、1 兆 296 億円、水道施設 360 件、3,380 千㎡、227 億円となっている。
- (ハ) 減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に基づき、また、国有財産中央審議会の意見を踏ま

えた運用方針に従い、地方公共団体等に時価から一定の割合を減額した貸付料で貸し付けたものであり、749 件、4,036 千㎡、1,240 億円である。

なお、貸付中の財産（土地）を相手方別にみると、公共団体 5,469 件、77,700 千㎡、1 兆 3,362 億円、公益法人 270 件、1,532 千㎡、743 億円、公共団体及び公益法人以外の法人 3,175 件、12,096 千㎡、3,151 億円、その他 28,665 件、7,894 千㎡、4,481 億円となっている。

二．未利用国有地等

未利用国有地等は、未利用地（現に未利用となっている土地で、単独利用可能な宅地又は宅地見込地）及び管理委託財産（処分等を行うまでの間暫定的に地方公共団体等に管理を委託しているもの）であり、土地 14,901 件、44,423 千㎡、1 兆 8,108 億円である。

(3) その他有価証券（物納等有価証券）の状況

政府出資等は政府出資及びその他有価証券からなるが、その他有価証券は相続税物納等により取得した有価証券である。

平成 11 年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第 21 表のとおりであり、平成 11 年度末現在額は 526 億円である。

第 21 表 物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（平成 11 年度）

（単位 銘柄、千株〔株券〕、千口〔その他証券〕、億円）

区 分	平成 11 年度中増			平成 11 年度中減			平成 11 年度末現在額		
	銘柄数	数量	台帳価格	銘柄数	数量	台帳価格	銘柄数	数量	台帳価格
株 券	731	16,977	175	1,249	39,239	510	750	35,453	507
うち上場等	720	15,978	121	1,228	35,346	390	695	32,192	291
その 他 証 券	20	431,479	6	97	38,262	4	257	746,629	19
合 計	751	448,456	181	1,346	77,501	514	1,007	782,082	526

- (注) 1. 公開株券とは、上場及び気配相場のあるものである。
 2. その他証券は、社債、受益証券、地方債等である。
 3. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。

4. 普通財産の推移（統計 27 参照）

普通財産の土地の面積の推移については、庁舎等の行政財産を用途廃止したことに伴い引き受けたもの、相続に伴って物納されたもの等の増加要因と、売り払いしたもの、各省各庁へ所管換したものの減少要因とがある。

近年の動向をみると、面積的には概ね横ばいである。

5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

（統計 38、39 参照）

平成 11 年度の財務局分の収納額は、2,853 億円である。この大宗を占めるのは、国有財産売払収入 2,370 億円であり、次いで国有財産貸付収入 444 億円となっている。

なお、国有財産売払収入のうち土地の売払収入が 2,113 億円となっている。

最近 5 カ年間の国有財産売払収入の推移は第 22 表のとおりである。

また、各省各庁の一般会計普通財産の売払収入を加えた一般会計全体の国有財産売払収入の推移は、（参考）のとおりである。

第 22 表 国有財産売払歳入の推移（財務局分）

（単位 億円）

区 分	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
国有財産売払収入	2,484	3,022	2,391	1,677	2,370
土 地 売 払 代	1,939	2,531	2,271	1,542	2,113
うち 価格公示 売却	542	722	628	383	294
一般競争入札	575	1,036	946	495	1,155
そ の 他	822	772	696	664	664

（注） 1. 「価格公示売却」とは、あらかじめ売却価格を公示し、購入希望者が複数いる場合には抽選によって購入者を決定する売却方式をいう。

2. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。

3. 「その他」は、公用、公共用に充てるための地方公共団体等に対する随意契約による売却等である。

（参考） 一般会計普通財産売払歳入の推移

（単位 億円）

区 分	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
国有財産売払収入	2,502	3,035	2,412	1,689	2,385
土 地 売 払 代	1,954	2,538	2,284	1,552	2,124

第 7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会の機能を引き継ぎ、平成 13 年 1 月 6 日に施行された財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 6 条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成 12 年政令 275 号）第 6 条に基づき、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第 24 表のとおり）。なお、平成 13 年 1 月 5 日をもって廃止された国有財産中央審議会の小委員会等も含めた開催状況は第 23 表のとおりである（平成 11 年における国有財産中央審議会の報告要旨については参考資料 2、答申内容については参考資料 3 参照）。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べるができることとされており、平成 11 年度は 14 回開催されている（参考資料 4 参照）。

第 23 表 最近の国有財産中央審議会の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
第 9 回国有財産の売却等に関する小委員会	H11. 4. 12	「今後の国有地の管理処分のある方について」 中間報告を受けての取組状況について 各委員からの意見発表
第10回国有財産の売却等に関する小委員会	H11. 5. 18	最終報告の討議
第11回国有財産の売却等に関する小委員会	H11. 6. 7	最終報告の討議・とりまとめ
第32回株式売却問題小委員会	H11. 6. 7	日本電信電話株式会社株式の買入消却に応じることによる処分について
第33回株式売却問題小委員会	H11. 6. 17	日本電信電話株式会社株式の買入消却に応じることによる処分について
第65回国有財産中央審議会	H11. 6. 18	1. 大蔵大臣に対する報告 今後の国有地の管理処分のある方について 2. 答申 日本電信電話株式会社株式の買入消却に応じることによる処分について 3. 報告事項 (1) 法定外公共物について (2) 審議会の整理・合理化について
第34回株式売却問題小委員会	H11. 8. 27	日本電信電話株式会社株式の処分にかかる主幹事証券会社の選定結果について
第12回国有財産の売却等に関する小委員会	H11. 9. 13	「今後の国有地の管理処分のある方について」報告を受けての取組状況について
第35回株式売却問題小委員会	H12. 4. 14	日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての主幹事証券会社の選定方法の見直しについて
第66回国有財産中央審議会	H12. 4. 27	1. 「今後の国有地の管理処分のある方について」報告を受けての取組状況について 2. 日本電信電話株式会社株式の売却状況等について
第36回株式売却問題小委員会	H12. 8. 11	日本電信電話株式会社株式の処分にかかる主幹事証券会社の選定結果について
第13回国有財産の売却等に関する小委員会	H12. 9. 29	「今後の国有地の管理処分のある方について」報告を受けての取組状況について
第67回国有財産中央審議会	H12. 12. 11	1. 「今後の国有地の管理処分のある方について」報告を受けての取組状況について 2. 日本電信電話株式会社株式の売却状況について

第 24 表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第 1 回総会	H13. 1. 19	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第 1 回国有財産分科会	H13. 1. 23	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開

第 8 国有財産の使用状況実態調査等

1. 概要

財務省では、各省各庁が所管している行政財産等について、国有財産の情報公開の一層の充実及び資産の売却と転用を推進するため、地域や対象が限定されていた従来のものとは異なり悉皆的かつ詳細な使用状況等の実態調査を平成 10 年度から 3 か年計画で実施しているところである。

平成 12 年度は、その 2 年目にあたる平成 11 年度の行政財産等の使用状況実態調査の結果をとりまとめ一件別の処理計画等を開示するとともに、平成 10 年度に実施した同調査のフォローアップの結果をとりまとめ一件別に開示した。

また、上記調査と同様の趣旨で平成 10 年度に大蔵省（現財務省）所管の未利用国有地等の総点検を実施したが、そのフォローアップの結果をとりまとめ一件別に開示した。

2. 行政財産等の使用状況実態調査

(1) 調査対象等

当初計画における調査対象は、各省各庁が所管する行政財

産（公用財産、企業用財産）及び特別会計（特定国有財産整備特別会計を除く。）所属普通財産、35千口座、78,659km²である。

（注） 各年次の調査対象財産は、原則として次のとおりである。

- ① 第一年次（平成 10 年 7 月～平成 11 年 6 月）
東京都 23 区及び道府県庁所在市に所在する行政財産等
- ② 第二年次（平成 11 年 7 月～平成 12 年 6 月）
10 万人以上の市に所在する行政財産等（ただし、①の財産を除く。）
- ③ 第三年次（平成 12 年 7 月～平成 13 年 6 月）
人口 10 万人未満の市町村に所在する行政財産等

(2) 平成 11 年度調査結果

平成 11 年度においては、10 万人以上の市に所在する行政財産等（ただし、平成 10 年度の対象財産を除く。）18,636 件、3,738 km² について調査を実施した結果、有効に利用する必要が認められた財産 5,094 件、12 km² について、各省各庁と調整を行い効率的な利用を図るための処理計画を策定した。

調査の結果は第 25 表のとおりである。

第 25 表 行政財産等の使用状況実態調査結果（平成 11 年度調査分）の集計表

（単位 件、千m²、億円）

1. 調査概要

	全		体	
	件	数	面	積
調査実施財産	18,636		3,738,497	
有効に利用する必要が認められた財産	5,094		12,475	
イ	2,346		6,552	
ロ	2,745		5,726	
ハ	3		196	

- （注） 1. 有効に利用する必要が認められた財産のうち、
① 「イ」は、国の事務、事業の用に供されなくなったことにより現在未使用となっているもの、又は、調査時点で使用されているが、当該使用官署において将来未使用となることが確実に見込まれるもの。
② 「ロ」は、施設の適正規模、容積率等からみて、敷地の利用度が低く、施設の現況（配置、老朽度）から当該施設を集約立体化し又は他の施設に統合する必要があるもの。
③ 「ハ」は、周辺の現況及び施設の機能から見て、現在地にあることが必ずしも必要と認められないもので、これを他に移転再配置し、その跡地を他の用途に転用することが適当と認められるもの。
2. 計数は、平成 12 年 9 月 29 日に公表したものにつき一部重複計上が発見されたため、これを訂正（平成 13 年 2 月）した後のものである。

2. 効率的な利用を図るための処理計画

（単位 件、千m²、億円）

	全		体	
	件	数	面	積
国の利用	1,099		5,097	
（うち、現在地建替）	684		4,160	
国以外の利用	4,131		7,378	
（うち、売払分）	3,367		6,641	
計	5,230		12,475	

（注） 1 件の財産について複数の処理計画を策定した場合があるため、有効に利用する必要が認められた財産の件数と効率的な利用を図るための件数は一致しない。

(3) 平成 10 年度調査のフォローアップ

ける処理状況等のフォローアップを行った。

平成 10 年度調査において効率的な利用を図るための処理
計画を策定した 5,011 件、15 km² について、平成 11 年度にお

調査の結果は第 26 表のとおりである。

第 26 表 行政財産等の使用状況実態調査結果（平成 10 年度調査分）のフォローアップ結果の集計表
（効率的な利用を図るための処理計画）

(1) 件 数

(単位 件, %)

	10 年 度 調 査 分					11年度調査分	合 計
	10年度調査	処理計画の変更	処 理 済		11年度末計	11年度調査	
	結果 (A)	による増減 (B)	(C)	C/ (A+B)	(D) = (A+B-C)	結果 (E)	
(F) = (D+E)							
国 の 利 用	1,540	13	128	8.2	1,425	1,099	2,524
(うち、現在地建替)	903	△ 6	41	4.5	856	684	1,540
国 以 外 の 利 用	3,471	58	423	11.9	3,106	4,131	7,237
(うち、売 払 分)	3,037	54	355	11.4	2,736	3,367	6,103
計	5,011	71	551	10.8	4,531	5,230	9,761

(2) 面 積

(単位 千m², %)

	10 年 度 調 査 分					11年度調査分	合 計 (F) = (D + E)
	10年度調査 結果 (A)	処理計画の変更 による増減 (B)	処 理 済		11年度末計 (D) = (A + B - C)	11年度調査 結果 (E)	
			(C)	C/ (A + B)			
国 の 利 用	7,379	△ 59	538	7.3	6,781	5,097	11,879
(うち、現在地建替)	5,214	△ 19	126	2.4	5,069	4,160	9,229
国 以 外 の 利 用	8,527	62	857	9.9	7,731	7,378	15,109
(うち、売 払 分)	8,052	40	743	9.1	7,348	6,641	13,989
計	15,906	3	1,396	8.7	14,512	12,475	26,988

(3) 台帳価格

(単位 億円, %)

	10 年 度 調 査 分					11年度調査分	合 計 (F) = (D+E)
	10年度調査 結果 (A)	処理計画の変更 による増減 (B)	処 理 済	11年度末計 (D) = (A+B-C)	11年度調査 結果 (E)		
			(C) C/ (A+B)				
国 の 利 用	8,891	△ 45	411	4.6	8,435	1,871	10,306
(うち、現在地建替)	7,455	△ 43	322	4.3	7,089	1,674	8,764
国 以 外 の 利 用	8,742	48	656	7.4	8,134	2,125	10,260
(うち、売 払 分)	8,659	45	632	7.2	8,071	1,987	10,059
計	17,634	3	1,067	6.0	16,569	3,997	20,567

- (注) 1. 10 年度調査対象は、13,770 件 (1,442,856 千m²、台帳価格 12 兆 2,922 億円) である (3 か年 [10 ~ 12 年度] にわたる調査対象 [当初計画] は、35,601 口座、78,659,527 千m²、21 兆 8,139 億円)。
 2. 「現在地建替」とは、現在地で庁舎等を集約整備するもの。
 3. 「売払分」とは、売却したもの及び売払いのため大蔵省へ所管換したものの。
 4. 「処理計画の変更による増減」とは、利用主体の数の変更、処理方針の詳細見直し (売払が売払と譲与に変更等) 等による件数の増減、又は、実測等による面積・台帳価格の増減等。
 5. 計数は、平成 12 年 9 月 29 日に公表したものに付き一部計上漏れが発見されたため、これを訂正 (平成 13 年 2 月) した後のものである。

3. 未利用国有地等の総点検（フォローアップ）

(1) フォローアップ対象

大蔵省（現財務省）所管の一般会計所属の普通財産のうち、平成10年度末現在において点検を実施した未利用国有地等、14,016件、42km²、並びに平成11年度中に新規発生した未利用国有地等2,902件、3km²である。

(2) フォローアップ結果

平成11年度中に新規発生した未利用国有地等について、平成10年度末の総点検と同様に「公用、公共用に利用する財産」、「処分対象財産」等に区分した結果、「処分対象財産」とされたものは2,543件、1km²であった。また、フォローアップ対象の未利用国有地等の平成11年度における処理状況は、2,304件、1km²であった。

調査の結果は第27表のとおりである。

4. 今後のフォローアップ

(1) 行政財産等の使用状況実態調査

今後とも、処理計画を策定した財産については、個々の処理計画について関係省庁から処理の進捗状況等について報告を受け、そのフォローアップを行い、未処理となっている財産の早期処理を要請していくこととしている。

(2) 未利用国有地等の総点検

今後とも、一般競争入札や価格公示売却による売却等の促進を図るため、平成12年度にとりまとめたフォローアップと同様にフォローアップを実施することとしている。

5. 調査結果の公表

情報公開の一層の充実のため、第一年次目の使用状況実態調査の結果及び総点検の結果については平成11年9月に、また、それらのフォローアップの結果及び第二年次目の使用状況実態調査の結果については平成12年9月に、それぞれ一件別にインターネット（財務省ホームページ：<http://www.mof.go.jp/>）等により公表している。

第27表 未利用国有地等（大蔵省所管一般会計所属普通財産）の総点検（平成10年度実施）のフォローアップ結果の集計表
（単位 件、km²、億円）

区 分 状 況		平成10年度末現在 (A)			平成11年度中の発生・処分等の状況									平成11年度末現在 (E)= (A + B - C + D)		
					発 生 (B)			処 分 (C)			変更等による増減 (D)					
		件数	面積	台帳 価格	件数	面積	台帳 価格	件数	面積	台帳 価格	件数	面積	台帳 価格	件数	面積	台帳 価格
公用、公共用に利用 する財産		1,390	32,495	2,916	248	910	430	411	501	759	196	57	468	1,423	32,961	3,055
それ以外 の財産	処分対象財産	11,990	9,454	14,411	2,543	1,988	2,583	1,893	826	2,028	109	△ 257	△ 612	12,749	10,358	14,354
	処分困難財産	636	919	648	111	136	71	-	-	-	△ 18	47	△ 20	729	1,102	699
合 計		14,016	42,869	17,976	2,902	3,034	3,085	2,304 (2,028)	1,328 (940)	2,788 (2,111) [1,558]	287	△ 152	△ 164	14,901	44,423	18,108

- (注) 1. 「未利用国有地等」とは、単独利用困難なものを除く宅地、宅地見込地で現に未利用となっているもの（「未利用国有地」）、及び、処分等を行うまでの間の有効利用を図るため、地方公共団体等に管理を委託しているもの（「管理委託中の財産」）。
 2. 「公用、公共用に利用する財産」とは、国及び地方公共団体等の具体的な利用予定のほか、将来において公用、公共用の利用に充てることが適当と認められるもの。
 3. 「処分対象財産」とは、「公用、公共用に利用する財産」及び「処分困難財産」以外のもの。
 4. 「処分困難財産」とは、境界等係争中のもの、接面道路が建築基準法の基準に満たないものなどで、直ちに処分が困難なもの。
 5. 「変更等による増減」とは、口座分割・管理態様変更等による件数の増減、又は、実測等による面積・台帳価格の増減等。
 6. 合計欄の中段（ ）書きは、件数、数量、台帳価格のそれぞれの売却分の計であり、下段〔 〕書きは、売却額の計。
 7. 計数は、平成12年9月29日に公表したものにつき一部計上漏れ等が発見されたため、これを訂正（平成13年2月）した後のものである。

第28表 NTT株式の概況

第9 NTT, JT株式の売却状況

1. NTT株式

昭和59年12月、日本電信電話株式会社（現在は、平成9年6月の法律改正により日本電信電話株式会社等に関する法律となっている。以下「会社法」という。）が成立したことを受け、翌60年4月、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社（NTT）が発足し、同時に同社の発行済株式総数1,560万株（資本金7,800億円、額面5万円）の全てが政府の所有となった。

（注）NTTの発行済株式総数は、平成11年度末現在1,583万4,590株（資本金7,956億円）となっている。その経緯については次のとおり。

- ① 平成7年11月に、NTTの子会社であるNTTデータ通信株式会社株式の売却益により、NTT株式の分割（1：1.02）が行われた。
- ② 平成11年7月及び平成12年2月に、NTTの子会社であるNTT移動通信網株式会社株式の売却益により、NTTが自己株式の買付け（NTTは合計77,410株を取得）を実施し、消却した。

NTT株式については、会社法上、政府に3分の1以上の保有義務が課せられていることから、全体の3分の1に当たる株式（当初520万株、株式分割後530万4千株）は産業投資特別会計に帰属し、その配当金収入は技術開発等に活用されている。

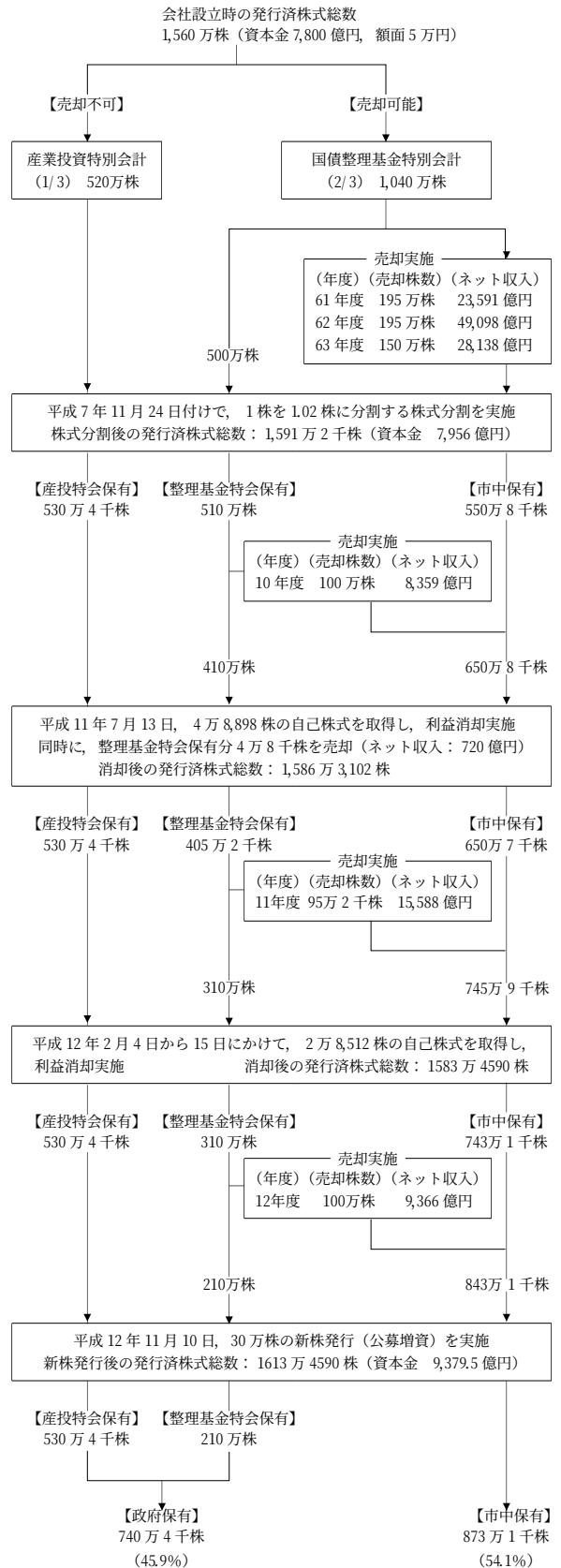
全体の3分の2に当たる売却可能な株式（当初1,040万株、株式分割後1,060万8千株）は国債整理基金特別会計に帰属し、その売却収入及び配当金収入は国債償還財源に充てられることとなっている。

この売却可能な株式については、これまで昭和61年度、62年度に各195万株、63年度に150万株、平成10年度、11年度に各100万株を売却してきた結果、合計で740万株（株式分割後では750万8千株に相当）が売却済となり、12年度以降に売却可能な株式は310万株となった。

平成12年度の売出しについては、10月23日に、平成7年11月28日の国有財産中央審議会答申に従い、ブックビルディング（需要積み上げ）方式により売出しを実施。売出株式数100万株及び1株につき949,000円の売出価格を決定し、11月10日に売出株式の決済を完了し、売払収入はネットで9,366億円となった。

この結果、合計で840万株（株式分割後では850万8千株に相当）が売却済となり、今後売却可能な株式は210万株となった。

なお、平成12年の売出しに合わせ、NTTは初めて30万株の公募増資を実施したため、発行済株式総数は1,613万4,590株（資本金9,379.5億円）となっている（NTT株式の概況については第28表を参照。）。



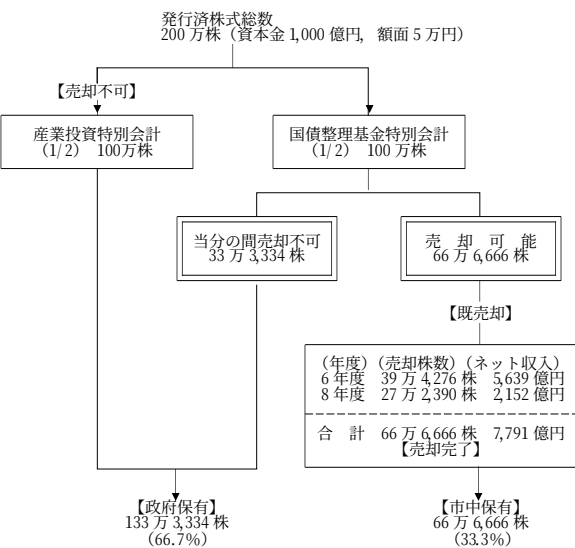
2. JT 株式

昭和 59 年 8 月、日本たばこ産業株式会社法（以下「会社法」という。）が成立したことを受け、翌 60 年 4 月、旧専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（JT）が発足し、同時に同社の発行済株式総数 200 万株（資本金 1,000 億円、額面 5 万円）の全てが NTT 株式同様政府の所有となった。

JT 株式については、会社法上、本則において政府に 2 分の 1 以上の保有義務が課せられていることから、NTT 株式と同様全体の 2 分の 1 に当たる株式（100 万株）は産業投資特別会計に帰属され、残りの株式（100 万株）については国債整理基金特別会計に帰属された。ただし、会社法附則において、政府に当分の間 3 分の 2 以上の保有が義務付けられているため、法律上売却可能な株式は全体の 3 分の 1 に当たる 66 万 6,666 株となっている。

この法律上売却可能な株式については、平成 6 年度に約 39 万株を、また、平成 8 年度に約 27 万株を売却しており、全ての売却を完了している（JT 株式の概況については第 29 表を参照。）。

第 29 表 JT 株式の概況



第 31 表 物納不動産（土地）の引受状況

(単位 件, 千 m ² , 億円)												
年 度		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
未 利 用 地	件 数	14	6	10	259	2,375	3,467	3,797	2,772	2,061	1,854	2,257
	数 量	34	22	28	230	1,547	2,399	4,276	2,231	1,857	1,827	2,966
	台帳価格	3	6	30	712	4,618	6,819	6,497	4,361	3,117	2,325	2,577
権 利 付 財 産	件 数	88	191	148	479	1,529	2,586	3,235	2,451	2,318	2,011	1,674
	数 量	19	31	20	87	334	602	1,356	563	496	442	384
	台帳価格	20	33	27	201	758	1,405	1,741	1,242	928	801	668

(注) 1. 権利付財産とは、借地権等権利者のいる財産である。
2. 件数は、財務局における管理上の件数であり、第 30 表の件数とは異なる。
3. 計数は、単位未満四捨五入している。

第 10 未利用国有地等の売却促進

1. 物納不動産等の管理処分

(1) 売却促進の意義

未利用国有地等については、現在の厳しい財政状況のもとでは、速やかに売却することが求められている。特に、相続税の物納により収納された未利用の土地や建物は、金銭で納付することが困難な者が、金銭に代わって納付したものであり、できるだけ早期に売却して国庫に充当する必要がある。

財務省では、2. で述べるように種々の施策を導入するなど積極的に売却促進に取り組んでいる。

(2) 物納申請、引受

バブル経済崩壊以降、地価の下落や土地取引の停滞等により、多くの不動産の物納申請が行なわれている。国税当局に物納申請された財産は、管理又は処分するのに適当なものか等の審査を経て、税務署長により許可されたものは、財務省（財務局等）が引受け、普通財産として管理処分することとなる。

なお、平成元年度からの物納申請件数及び引受件数の推移は第 30・31 表のとおりである。

第 30 表 物納申請件数の年度別推移（国税庁統計）

(単位 件)

年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
件数	515	1,238	3,871	12,778	10,446	16,066	8,488	6,841	6,258	7,076	7,075

(注) 1. 納税者から税務当局に物納申請のあった件数である。
2. 6 年度は特例物納（過去の延納分の物納への切替え措置）を含む。

(単位 件, 千 m², 億円)

物納された土地のうち、未利用のものは平成12年3月末で11,679件あり、その規模別保有状況は第32表のとおりである。

第32表 物納不動産（未利用地）規模別保有状況
（平成11年度末現在）

（単位 件，％，千㎡，億円）

面積区分	件数	比率	数量	台帳価格
300㎡以下	3,181	27.2	590	1,836
300㎡超～500㎡以下	2,514	21.5	990	2,223
500㎡超～1,000㎡以下	3,292	28.2	2,367	4,365
1,000㎡超～	2,692	23.1	5,806	6,869
計	11,679	100	9,753	15,293

（注）単位未満四捨五入のため、内訳と合計とは必ずしも一致しない。

(3) 未利用国有地等の処分

平成11年度までの未利用国有地等の売却実施状況は第33

表のとおりである。近年の売却状況をみると、成約率（一般競争入札や価格公示売却を行なった総件数に対する売買契約が締結された物件数の比率）は、下落傾向が続いていたが、11年度においては前年度を上回っており、契約件数及び金額も前年度を上回った。

なお、借地人等権利者がいる物納不動産（権利付財産）については、当該権利者に第34表のとおり売却を行なっている。

第34表 物納権利付財産の売却状況

（単位 件，億円）

年度	件数	金額
7	505	137
8	714	190
9	734	180
10	709	162
11	738	190

第33表 未利用国有地等の売却状況（一般会計）

（単位 件，億円，％）

実施年度	一般競争入札				価格公示売却				計		
	実施件数	契約件数	契約金額	成約率	実施件数	契約件数	契約金額	成約率	実施件数	契約件数	契約金額
7年度	(407) 559	(291) 414	(551) 597	74.1	(1,563) 1,563	(1,228) 1,228	(634) 634	78.6	(1,970) 2,122	(1,519) 1,642	(1,185) 1,231
8年度	(514) 659	(428) 551	(960) 1,023	83.6	(1,882) 1,882	(1,533) 1,533	(738) 738	81.5	(2,396) 2,541	(1,961) 2,084	(1,699) 1,761
9年度	(537) 731	(396) 559	(854) 947	76.5	(1,783) 1,783	(1,362) 1,362	(597) 597	76.4	(2,320) 2,514	(1,758) 1,921	(1,451) 1,545
10年度	[7] (668) 905	[1] (331) 520	[1] (464) 519	57.5	(1,583) 1,583	(1,003) 1,003	(374) 374	63.4	[7] (2,251) 2,488	[1] (1,334) 1,523	[1] (838) 893
11年度	[1,160] (1,391) 1,689	[656] (765) 977	[901] (1,076) 1,164	57.8	(1,182) 1,182	(860) 860	(262) 262	72.8	[1,160] (2,573) 2,871	[656] (1,625) 1,837	[901] (1,338) 1,426

（注）1. () 内書きは物納財産，[] 内書きは期間入札である。

2. 各年度に売却を実施したものの契約状況である。したがって、翌年度に契約したのも、実施年度の契約件数、金額に含まれる。

3. 単位未満四捨五入のため、内訳と計とは必ずしも一致しない。

2. 新たな売却手法の導入

不動産市場の低迷という状況下ではあるが、財務省では以下に述べる種々の施策を導入するなど積極的に売却促進に取り組んでいる。

(1) 価格公示売却の導入

急増した未利用国有地等の売却促進を図るため、平成6年度に、価格公示売却制度を導入した。

これは、小規模（土地は300㎡以下、建物は200㎡以下）の物納財産について、あらかじめ価格を公示して応募者を募る制度である（複数の応募者があった場合には抽選を行う。）。

(2) 不動産業者による仲介制度

平成7年度には、

- ① 価格公示売却を行ったが、応募者が無かった物件

加えて、平成10年度には、

- ② 一般競争入札を行ったが、不落（応札者があったものの、落札に至らなかった場合）であり、かつ再度入札を行っても不落であった物件

- ③ 一般競争入札を行ったが、不調（応札者が無かった場合）であった物件

について、不動産情報流通システム（注）に登録することによって、宅地建物取引業者の仲介で売買を行う制度を導入した。

（注）不動産情報流通システム（Real Estate Information Network System, 通称レイنز）とは、不動産物件の情報をオンラインネットワークで結び、迅速に情報交換を行うことにより、不動産取引をスムーズに進めることを目的とするシステム。

更に、平成12年度には、一般競争入札を実施しても売買契

約に至らなかった物件をある程度の期間において再度の公告入札に付する際、宅地建物取引業者において応札者を探し、当該応札者が落札したときは、業者が国と落札者の契約を仲介できる媒介型入札制度を導入した。

(3) 期間入札（郵送による入札）の導入

平成 11 年度に、入札を行うに当たって一定の期間を設け、当該期間内に入札書を財務局等宛てに郵送することによって入札に参加する制度（期間入札）を導入した。

(4) インターネットの活用

各財務局等で公示中の一般競争入札及び価格公示売却等の対象物件及び今後売却を予定している物件についての情報を、各財務局のホームページで情報提供している。

更に、以下の事項については平成 13 年度実施を目指している。

- ① 一般競争入札と価格公示売却の対象物件については、現在財務局等が作成している、物件調書（入札等の対象物件毎に、所在地、面積のほか、近隣の環境等のデータを集めた調書）に地図情報を加え、全てインターネットで閲覧可能とする。

② 売却手続についても、価格公示売却については、電子メールによる申込みも可能とする。

(5) 証券化条件付入札の導入

平成12年9月11日に関東財務局において、入札物件2件(未利用国有地6件のグループと建物(及びその底地)8件のグループ)を実施し、ともに落札され、10月2日に契約した。

(注) 具体的スキーム (図 1, 2 参照)

通常の入札と比較した上での最大の相違点は、入札条件として、①特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年6月1日法律第105号、いわゆる「SPC法」）に基づいて、証券化を行うことを義務付け（具体的には、落札者は、落札物件をSPC法に規定する特定資産とするSPC法人を設立し、金融再生委員会への登録を済ませ、売買物件を証券化することを義務付けた。）、これに伴い、②入札参加者が具体的な証券化の手法について考慮するために必要な期間及び落札者が実際に証券化を実行するために必要な期間を考慮して、公示期間及び売買契約締結から代金納入までの期間を、それぞれ3ヶ月とした（通常の入札では、それぞれ20日程度）ことである。

图 1

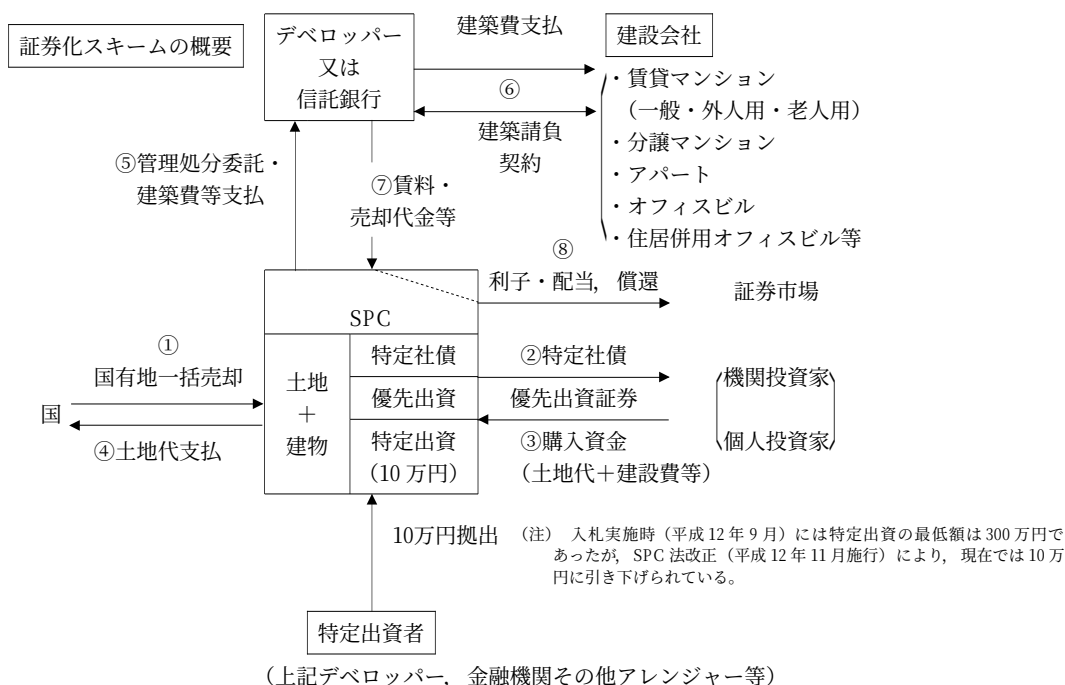
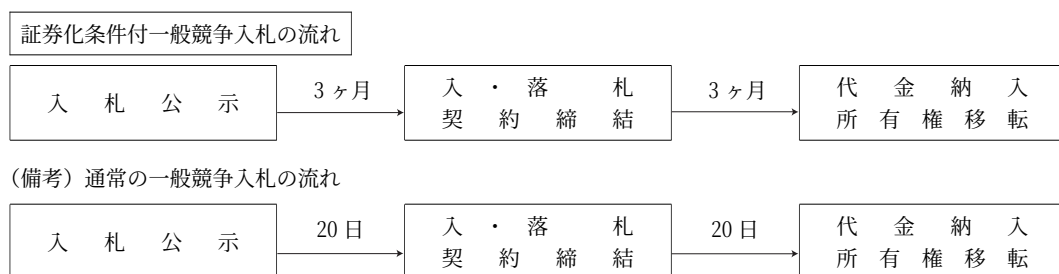


图 2



第 11 国有財産に関する情報公開

を国民に明らかにするという観点から、法令に基づく各種報告のみならず、種々の出版物等を通じ、情報の開示に努めている。

現在、国有財産に関して公開している情報は、第 35 表のとおりである。

1. 国有財産に関する情報公開の現状

国有地を始めとする国有財産については、財政のストック

第 35 表 国有財産に関する情報公開の現状

(1) 公表・報告

区 分 (根拠法令)	公表の方法	情 報 内 容	公表等時期
国有財産増減及び現在額総計算書及び同説明書 (国有財産法第 34 条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 2 月
国有財産無償貸付状況総計算書及び同説明書 (国有財産法第 37 条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 2 月
国有財産現在高の見込に関する調書 (財政法第 28 条)	国会 (提出)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 2 月
国有財産の現在高 (財政法第 46 条)	官報掲載 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量及び台帳価格	年 1 回 5 月

(2) 閲 覧

区 分	閲覧場所	情 報 内 容	公表時期
国有財産現在額口座別調書 行政財産及び 300 m ² 以上かつ百万円以上の普通財産 (土地)	国会図書館 財務局等	口座番号, 口座名, 所在地, 台帳数量, 台帳価格, 用途, 管理態様	不定期 (直近は平成 12 年 5 月)

(3) 情報提供 (PR)

① 定期刊行物

区 分	情 報 内 容	発行時期
パンフレット「くらしに役立つ国有財産」	国有財産の基礎知識, 国有財産の現状, 国有地の利活用状況について分かりやすく紹介, 解説	年 1 回 4 月
財政金融統計月報「国有財産特集」	年度末国有財産現在額, 年度末国有財産増減状況, 行政財産・普通財産分析統計, 政府出資法人一覧, 普通財産管理処分状況 等	年 1 回 4 月

② 財務省ホームページ

区 分	情 報 内 容	掲 載 時 期	
国有財産	新着情報	国有財産に関する最新情報 等	随 時
	国有財産中央審議会	答申・報告書等, 議事要旨, 議事録	随 時
	入札・公示売却等情報	一般競争入札・価格公示売却等予定物件（各財務局 HP とリンク）	随 時
	よくある質問と回答	Q&A 方式で分かりやすく説明	随 時
	国有財産トピックス	国有財産の概要, 物納財産の売却, 行政機関の移転跡地の処理 等	随 時

③ 国有財産情報公開システム

区 分		情 報 内 容	掲 載 時 期
国有財産情報公開システム	国有財産について	よくある質問と回答, 国有財産トピックス, 国有財産の書棚	年 1 回 2 月
	国会に報告している情報	国有財産増減及び現在額総計算書, 国有財産無償貸付状況総計算書	年 1 回 2 月
	国有財産一件別情報	一件別に所在地, 数量等と併せて地図情報を掲載	年 4 回
	入札・公示売却等情報	一般競争入札・価格公示売却等予定物件（各財務局 HP とリンク）	随 時

④ 売却情報

区 分	情 報 内 容	発行頻度
国有宅地	一般競争入札・価格公示等予定物件等	年 3 回 不定期
レイنز (指定流通機構) への登録 (売却実施財産のうち成約に至らなかった財産を対象)	所在地, 住居表示, 面積, 売却価格, 交通状況, 都市計画等, 図面 等	随 時
売却結果の公表 (インターネットホームページにおいて売却後随時)	一般競争入札・価格公示売却等により売却した財産 (各財務局 HP とリンク)	随 時

(1) 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、会計検査院の検査を経た上で国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書の国会報告が行われている。

また、財政法第28条に基づき予算の参考書類として国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書が国会に提出され、同法第46条に基づき国有財産の現在高等の国民への報告が行われている。

(2) 国有財産に関する情報の閲覧

行政財産と一定規模以上の普通財産の土地については、その区分ごとに、所在地、数量、台帳価格、用途等について、国有財産現在額口座別調書を作成し、国立国会図書館及び財務局等に配置し一般の閲覧の用に供している。

(3) 情報提供

イ. インターネットホームページ

(4) 財務省のインターネットホームページ

財務省のインターネットホームページ（アドレス：<http://www.mof.go.jp/>）に国有財産の項目を設け、国有財産に関する最新情報や国有財産の現在額等の統計資料を掲載しているほか、各財務局のホームページとリンクさせることにより、一般競争入札・価格公示売却等の売却予定物件の紹介及び売却結果の情報提供が行われている。

(ロ) 国有財産情報公開システム

国有財産情報公開システムの構成は第36表のとおりであり、「国有財産について」（国有財産の基礎知識や概要、統計等掲載）、「国会に報告している情報」（国有財産法に基づいて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等を掲載）、「国有財産一件別情報」、「入札・公示売却等情報」（各財務局のホームページとリンクさせることにより一般競争入札・価格公示売却情報を閲覧）を公開している。

特に「国有財産一件別情報」には行政財産約4万4千件を掲載している。具体的には、各財産の所在地、数量、台帳価格に加え、用途地域や容積率等法令上の制限、利用容積率、使用状況実態調査の結果等を掲載するとともに、項目別検索に加え、地図情報からの検索も可能としている。

ロ. 売却情報

(4) 売却物件情報誌「国有宅地」

売却物件情報誌「国有宅地」を年3回発行し、各財務局、地方公共団体等を通じ一般に配布している。

(ロ) レインズ登録

価格公示売却等の結果、契約に至らなかった物件については、レインズ（注）登録を行い、不動産仲介業者を介した情報提供を行っている。

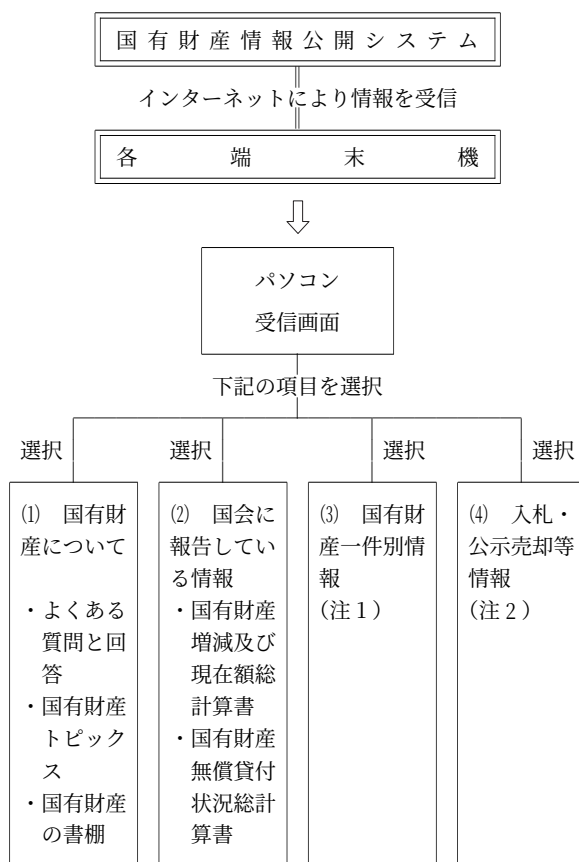
(注) レインズ（REINS）

建設省が進める不動産情報流通システム（Real Estate Information Network System）であり、不動産物件の情報をオンラインネットワークで結び、迅速に情報交換を行い不動産取引をスムーズに進めることを目的としている。

(ハ) 売却結果の公表

一般競争入札、価格公示売却及び地方公共団体等に売却した財産について、相手方の同意を得た上で、契約年月日、契約金額、法人・個人の別などをインターネットで公表している。

第36表 国有財産情報公開システムの構成



- (注) 1. 現在「国有財産一件別情報」は、行政財産について掲載している。
普通財産については、平成14年度に掲載の見込みである。
2. 平成13年度より地図情報を加える等、内容の充実を図る予定である。

2. 情報提供の充実

財務省においては、今後とも情報提供のより一層の充実に努めていくこととしており、具体的には以下のように情報公開の充実を図っていくこととしている。

(1) 「入札・公示売却等情報」の充実（平成 13 年度当初予定）

- (i) 現在、提供している情報は、所在地、地目、面積、法令上の制限等基礎的な情報が中心であるが、土地購入是非を判断するのにより十分な情報とするため、物件調書（入札等の対象物件毎に、所在地、面積のほか、

近隣の環境等のデータを集めた調書）の内容の全てとする。

- (ii) 当該年度における全国の入札・価格公示物件を一元的に掲載する。

- (iii) 項目検索、地図検索を追加し、検索機能を強化し、物件情報の質的な充実をはかる。

(2) 「国有財産一件別情報」の充実（平成 14 年度掲載見込み）

国有財産一件別情報については、現在行政財産のみの提供となっているが、今後、普通財産についても提供することを予定している。

財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務省	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03)3581-4111	http://www.mof.go.jp/
国有財産情報公開システム	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03)3581-4111	http://www.kokuyuzaisan.go.jp/
関東財務局	330-9716	与野市大字上落合 2-11 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	(048)600-1111	http://www.mof-kantou.go.jp/
近畿財務局	540-8550	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06)6949-6386	http://www.mof-kinki.go.jp/
北海道財務局	060-8579	札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	(011)709-2311	http://www.mof-hokkaido.go.jp/
東北財務局	980-8436	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	(022)263-1111	http://www.mof-tohoku.go.jp/
東海財務局	460-8521	名古屋市中区三の丸 3-3-1	(052)951-1771	http://www.mof-tokai.go.jp/
北陸財務局	921-8508	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076)292-7870	http://www.mof-hokuriku.go.jp/
中国財務局	730-8520	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	(082)221-9221	http://www.mof-chugoku.go.jp/
四国財務局	760-0008	高松市中野町 26-1	(087)831-2131	http://www.mof-sikoku.go.jp/
九州財務局	860-8585	熊本市二の丸 1-2 熊本合同庁舎	(096)353-6351	http://www.mof-kyu.go.jp/
福岡財務支局	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	(092)411-7281	http://www.mof-fukuoka.go.jp/
沖縄総合事務局財務部	900-8530	那覇市前島 2-21-7	(098)866-0062	http://www.ogb.go.jp/

なお、財務局の所在しない都府県には財務事務所または出張所があります。